



沖縄県環境保全率先実行計画 (第5期)

(沖縄県地球温暖化対策実行計画【事務事業編】)

令和3年3月
(令和7年3月改定)

沖縄県

目 次

第1章 計画の基本方針	
1 背景	1
2 基本的事項	2
(1) 目的	2
(2) 対象とする範囲	2
(3) 温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガス	2
(4) 基準年度・計画期間	3
(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ	3
3 環境配慮行動の四つの原則	5
4 計画の運用	5
第2章 第4期計画の達成状況・評価	
1 第4期計画の目標	6
2 第4期計画の達成状況	7
3 第4期計画の評価	10
第3章 計画の目標	
1 温室効果ガス削減の推進	11
(1) 温室効果ガス排出量の削減目標	11
(2) 目標達成に向けた取組目標	12
2 省資源の推進	14
3 グリーン購入の推進	15
4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	15
第4章 取り組むべき環境配慮行動	
1 温室効果ガス削減の推進	16
2 省資源の推進	17
3 グリーン購入の推進	18
4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	19
5 その他の配慮事項	20
第5章 計画の推進と進行管理	
1 計画の決定等 (Plan / Action)	23
2 計画の推進 (Do)	23
3 計画の点検・公表 (Check)	23
4 各機関の役割	24
沖縄県環境保全率先実行計画推進組織図	26
別表 率先実行計画対象機関等	27
沖縄県グリーン購入基本方針	28
資料編	

第1章 計画の基本方針

1 背景

地球温暖化を含む気候変動問題は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされている。気候変動に伴う影響として、平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇、暴風・台風による被害、農作物や生態系への影響等が観測されている。

気候変動問題に関する国際的な動きとしては、2015（平成27）年に開催されたCOP21において、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたパリ協定が採択され、全ての国が参加して温室効果ガス削減に取り組むこととなった。そして、その運用が2020（令和2）年から本格的に開始された。

こうした中、国は同年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、国内における脱炭素化への動きを加速させた。さらに、2021（令和3）年10月には、「地球温暖化対策計画」を改定し、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度比46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく削減目標を定めるとともに、「政府がその事務及び事業に關し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）を改定し、政府自らの事務事業における脱炭素の取組を強化した。

本県では、1999（平成11）年に「沖縄県環境保全率先実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減目標に加え、廃棄物や環境配慮型製品に係る目標を掲げ、全機関の連携の下、環境に配慮した事務事業の遂行を図ってきたところである。

この度、本計画（第5期）の改定に当たり、目次構成及び沖縄県の事務・事業における温室効果ガスの削減に係る目標達成に向けた取組について、方針を具体的に示すことで、取組をさらに強化するものである。

2 基本的事項

(1) 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して策定する「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として、沖縄県が実施する事務及び事業に関し、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものである。

(2) 対象とする範囲

① 計画の対象範囲

本計画が対象とする範囲は、沖縄県の全ての事務・事業とし、対象機関は、知事部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、監査委員会事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局とする。

② 温室効果ガス削減目標の対象範囲

以下の項目を除く全ての事務・事業を対象とする。

ア 企業局：水道用水供給事業及び工業用水道事業（本庁舎を除く。）

イ 県警本部：警察車両・船舶の燃料使用量

ウ 教育庁：全ての県立学校

エ 病院事業局：全ての県立病院

オ 土木建築部：全ての浄化センター（ポンプ場等関連施設を含む。）

カ 公共事業（委託等によって実施される各種公共工事等）、その他外部への委託（指定管理者制度等）

※ 上記の項目については、施設の燃料使用量等が天候や時勢の変化など、外部要因によって左右される可能性があり、本計画において各職員の率先した取組の効果を評価する対象として適当でないため、温室効果ガス削減目標の対象外とする。

※ 上記項目については、これまでどおり燃料及び電力使用量の把握は行うとともに、本計画の趣旨について理解を求め、温室効果ガスの削減に向けた積極的な取組を促す。

(3) 温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法に定める6種類の温室効果ガスのうち、PFC及びSF6については、県自らの業務からは排出が想定されないので、これらを除く次の4種類のガスを温室効果ガス総排出量の算定対象とする。

① 二酸化炭素 (CO₂)

② メタン (CH₄)

③ 一酸化二窒素 (N₂O)

④ ハイドロフルオロカーボン (HFC)

(4) 基準年度・計画期間

基準年度は、2019（令和元）年度とする。なお、削減目標の記載に当たっては、国が基準とする2013（平成25）年度との比率も併記する。

計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とする。ただし、前期（令和3年度～令和7年度）における各種対策の進捗や、計画内容に影響を与えるような社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

- ・前期 2021（令和3）年度～2025（令和7）年度
- ・後期 2026（令和8）年度～2030（令和12）年度

項目	年度											目標年度
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
期間中の事項	基準年度		策定	改定		改定			随時見直し			
計画期間												第5期計画後期

図1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に定める「地方公共団体実行計画」として策定する。

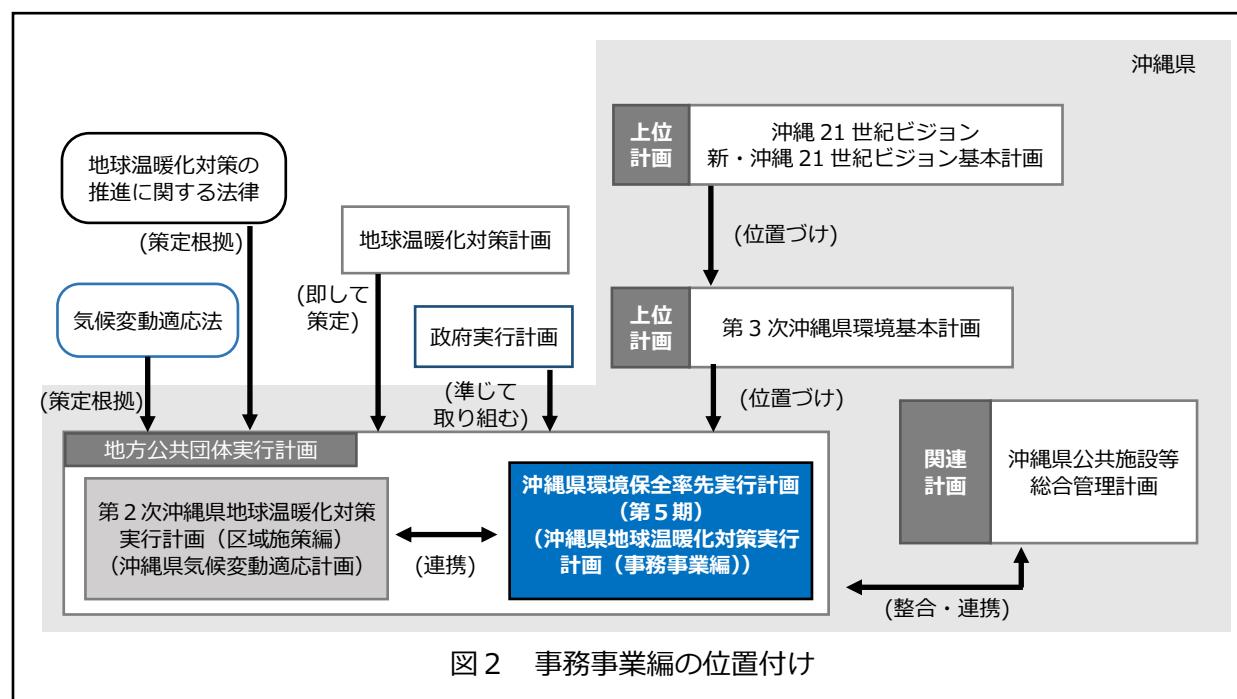


図2 事務事業編の位置付け

【参考：根拠法令】

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

【参考：経緯】

○平成11年：環境保全率先実行計画（第1期）の策定

○平成12年：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、沖縄県の事務事業に関する温室効果ガスの排出抑制等を定めた地方公共団体実行計画として、同計画を位置づけ

○平成15年：第2期計画を策定

○平成19年：第3期計画を策定

○平成20年6月：同法の改正により、区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策を定めるよう義務付けがなされる（事務事業に関する施策に併せて、区域に関する施策を定めるよう義務付け）

○平成23年3月：沖縄県の区域における温室効果ガスの排出抑制等を図るための地方公共団体実行計画として、沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定

○平成24年2月：区域施策編における温室効果ガス排出量の予測や目標等を参考にしつつ、また、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正によるエネルギー使用量年1%削減義務等を踏まえ、「環境保全率先実行計画（第4期）－沖縄県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－」を策定

○平成29年9月：第4期計画を改定

○令和3年3月：第5期計画を策定

○令和5年3月：第5期計画を改定

3 環境配慮行動の四つの原則

- (1) 温室効果ガス削減の推進 ・・・・・ 温室効果ガス排出量の削減
- (2) 省資源の推進 ・・・・・ 上水使用量・コピー用紙使用量の削減
- (3) グリーン購入の推進 ・・・・・ 環境配慮型製品の購入
- (4) 廃棄物の減量化、リサイクルの推進 ・・ 廃棄物排出量の削減、リサイクル率の向上

4 計画の運用

(1) PDCAサイクル

第5章に示しているPDCAサイクルにより運用する。

(2) 点検・公表

計画の効果的な推進を図るため、環境基本計画推進会議において進行管理を行うとともに、とりまとめ結果を公表する。

(3) 普及啓発

職員一人一人の行動が環境に配慮したものとなるよう周知・啓発を推進する。

第2章 第4期計画の達成状況・評価

1 第4期計画の目標

本県の事務事業における環境負荷の低減のため、第4期計画において「環境配慮行動の四つの原則」を設定した。各環境配慮行動における削減内容と削減目標を表2-1に示した。

表2-1 各環境配慮行動における削減内容と削減目標

環境配慮行動	削減内容	削減目標
(1) 温室効果ガス削減等の推進	①温室効果ガスの削減	2020（令和2）年度までに2009（平成21）年度比で21%削減
	②エネルギー使用量の削減	2020（令和2）年度までに2009（平成21）年度比で10%削減
(2) 省資源の推進	①上水使用量の削減	2020（令和2）年度までに2009（平成21）年度比で10%削減
	②コピー用紙使用量の削減	2020（令和2）年度までに2009（平成21）年度比で10%削減
(3) グリーン購入の推進	環境配慮型製品の購入	調達率100%
(4) 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	①廃棄物排出量の削減	2020（令和2）年度までに2009（平成21）年度比で10%削減
	②リサイクル率の向上	2020（令和2）年度までに40%以上

エネルギー使用量及び温室効果ガス削減目標の設定において、以下の事項については対象外とする。

- (1) 水道用水供給事業におけるエネルギー（電気、その他燃料）使用量
渴水時における海水淡水化施設の稼働増など、天候等によりエネルギー使用量が大きく左右されるため。
- (2) 警察車両の燃料使用量
職務の性質上、率先実行になじまないため。
- (3) 教育庁の電気使用量
県立学校においては、学習環境の向上を目的とした冷房設備の新設等が行われたため。

2 第4期計画の達成状況

(1) 温室効果ガス削減等の推進

① 温室効果ガスの削減

以下の項目を除く全ての事務・事業を対象とする。

ア 温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス（CO₂換算）排出量の推移を表2-2に示した。

表2-2 温室効果ガス（CO₂換算）排出量の推移

	H21 2009 (基準年度)	R1 2019	R2 2020 (目標年度)
CO ₂ (二酸化炭素)	126,415	111,347	
CH ₄ (メタン)	2,731	1,621	
N ₂ O(一酸化二窒素)	5,994	5,946	
HFC(ハイドロフルオロカーボン)	17	14	
CO ₂ 換算合計	135,158	118,928	106,775
基準年度(H21)比		-12.0%	-21.0%

(単位:t-CO₂)

温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素が大部分を占め、以下、N₂O、CH₄、HFCの順となっている。

2019(令和元)年度の本県の事務事業における温室効果ガス排出量は、118,928t-CO₂で、基準年度の2009(平成21)年度と比較すると、16,231t-CO₂の減少で12.0%減となっている。

イ 排出要因別温室効果ガスの排出状況

排出要因別温室効果ガスの排出量を表2-3に示した。

表2-3 排出要因別温室効果ガス排出量

ガスの種類	排出要因	H21 2009 (基準年度)	R1 2019	基準年度比
CO ₂	電気	108,770	91,610	-15.8%
	ガソリン	1,471	1,061	-27.9%
	灯油	201	121	-40.1%
	軽油	1,049	872	-16.9%
	重油	14,174	16,390	15.6%
	LPガス	418	765	83.3%
	都市ガス	332	527	58.7%
CO ₂ 合計		126,415	111,347	-11.9%
CH ₄	自動車・船舶、下水処理、家畜、水田等	2,731	1,621	-40.6%
N ₂ O		5,994	5,946	-0.8%
HFC	カーエアコンからのフロン漏出	18	14	-20.7%
合計(CO ₂ 換算)		135,159	118,928	-12.0%

(単位:t-CO₂)

本県の事務事業における温室効果ガスの排出要因は、電気使用による二酸化炭素が約8割を占めており、以下「重油」、「自動車・船舶、下水処理、家畜、水田等」の順となっている。

削減量としては電気由來のCO₂の削減が17,161t-CO₂と大部分を占めているが、電力使用量(kWh)自体は横ばい(表2-4)であることから、電力の排出係数の低下に起因している(平成21年:0.946kg-CO₂/kWh → 令和元年:0.786kg-CO₂/kWh)。

② 庁舎管理、公用車、船舶等における排出要因別エネルギー使用量

排出要因別エネルギー使用量を表2-4に示した。

表2-4 排出要因別エネルギー使用量

排出要因		H21 2009 (基準年度)	R1 2019	増減率 (基準年度比)	目標 達成	目標値※R2 (基準年度比)
庁 舎 管 理 等	電気(kwh)	116,831,912	116,552,665	-0.2%	×	-10%
	重油(L)	5,230,161	6,048,068	15.6%	×	
	灯油(L)	80,825	48,433	-40.1%	○	
	LPガス(m ³)	68,693	127,582	85.7%	×	
	都市ガス(m ³)	91,018	236,375	159.6%	×	
	船 公 船 用 等 車	ガソリン(L)	633,978	457,297	-27.9%	○
		軽油(L)	395,401	337,906	-14.5%	○

2019(令和元)年度の庁舎管理等に伴う燃料使用量について、基準年度の2009(平成21)年度との比較において、灯油は10%減の目標を達成している。

2019(令和元)年度の庁舎管理及び公用車・船舶等の燃料使用量(ガソリン・軽油)について、基準年度の2009(平成21)年度との比較において、10%減の目標を達成している。

(2) 省資源の推進

上水及びコピー用紙使用量を表2-5に示した。

上水使用量については、基準年度2009(平成21)年度との比較では204,692m³減少し、15.7%減となっており、10%減の目標を達成している。

コピー用紙使用量については、基準年度2009(平成21)年度との比較では72,243千枚増加し、64.8%増となっており、10%減の目標は達成できていない。

表2-5 上水及びコピー用紙使用量

排出要因	H21 2009 (基準年度)	R01 2019	増減率 (基準年度比)	目標 達成	目標値※R02 (基準年度比)
上水使用量(m ³)	1,302,990	1,098,299	-15.7%	○	-10%
コピー用紙(千枚)	111,492	183,735	64.8%	×	-10%

(3) グリーン購入の推進

環境配慮型製品の購入状況を図2-1に示した。

2019（令和元）年度の環境配慮型製品の購入率は90.6%で、基準年度2009（平成21）年度と比較して3.6ポイント増加した。

グリーン購入調達率の目標値は100%であり、達成できた年度は無かった。

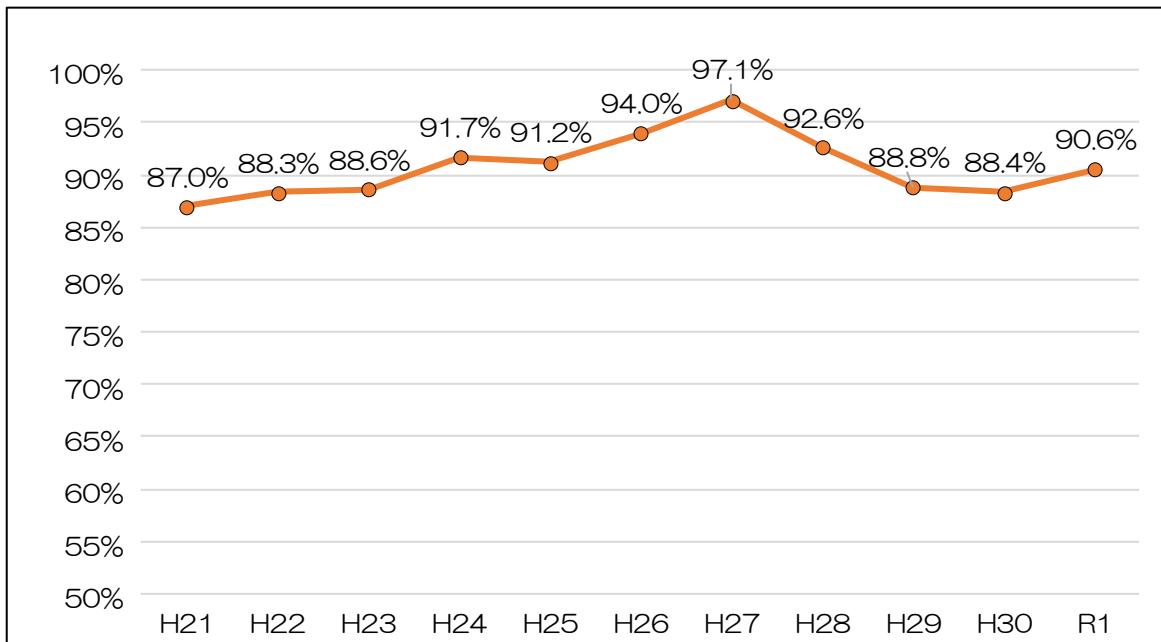


図2-1 環境配慮型製品の購入状況

(4) 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

① 廃棄物発生量（本庁舎）について

廃棄物発生量（本庁舎）の推移を表2-6に示した。

2019（令和元）年度の廃棄物発生量は、基準年度2009（平成21）年度と比較して29.8%増となっており、10%減の目標は達成できていない。

表2-6 廃棄物発生量（本庁舎）

項目\年度	H21 2009 (基準年度)	R1 2019	目標 達成	目標値※R2 (基準年度比)
合 計 (t)	333.4	432.9	×	-10%
増減率(基準年度比)	—	29.8%		

② リサイクル率について

リサイクル率の推移を図2-2に示した。

2019(令和元)年度のリサイクル率は40.5%となっており、目標値の40%を達成している。

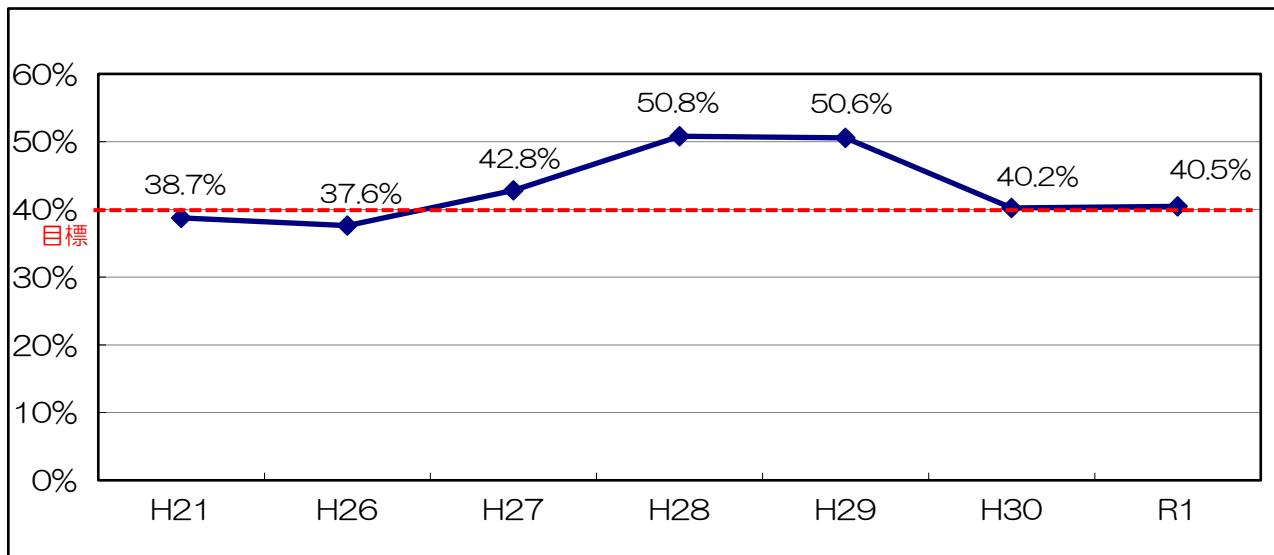


図2-2 リサイクル率の推移

(備考) リサイクル率＝（カン+ビン+古紙+ペットボトル）/全発生量（その他を除く）

3 第4期計画の評価

・ 温室効果ガス排出量は、前年度（平成30年度）から1,181t-CO₂の減少、基準年度（平成21年度）比12.0%減であることから、削減目標（基準年度比21%減）の達成は困難な状況である。

・ エネルギー使用量は、基準年度（平成21年度）と比較して、電気使用量は横ばい、重油・LPGガス・都市ガスが増加しており、基準年度（平成21年度）比で削減目標を達成しているのは、灯油、ガソリン及び軽油である。

比較的環境性能の良い都市ガスに転換していくことは良い傾向であるが、全体としてエネルギー使用量が増加していることから、省エネ意識を高めることに加え、庁舎の建替等、施設設備の更新を行う際には環境性能に配慮した機器の導入を推進していくことが重要である。

・ 省資源の推進について、上水使用量は基準年度（平成21年度）比15.7%の減少であり、削減目標を達成している。コピー用紙使用量は基準年度（平成21年度）比64.8%の増加となっており目標の達成は困難な状況である。

また、廃棄物発生量は基準年度（平成21年度）比、29.8%の増加となっており、目標を達成できていないが、リサイクル率は40.5%と目標を達成している。コピー用紙、廃棄物発生量については、基準年度（平成21年度）を上回っていることから増加の要因の分析を行うとともに、職員一人一人の環境配慮に対する意識を高めていく必要がある。

・ グリーン購入について、本庁では、物品調達基金を活用した集中調達システムがあるため、出先機関に比べ調達率が高い状況にある（資料編P.13）。グリーン購入の調達率については近年90%付近を推移していることから、全庁的にグリーン購入該当製品の購入を意識づける事が重要である。

第3章 計画の目標

1 温室効果ガス削減の推進

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

政府実行計画等を踏まえて、本県の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標を以下のとおり設定する。

温室効果ガスの総排出量を、2030（令和12）年度に、2019（令和元）年度比で25%（2013（平成25）年度比で33%）削減することを目標とする。

※ 目標値は、計画最終年度（令和12年度）における実績値（令和11年度実績）で評価する。

項目	基準年度 (2019 年度)	目標年度 (2030 年度)	参考年度 (2013 年度)
温室効果ガス総排出量	37,545 t-CO ₂	28,159 t-CO ₂	41,764 t-CO ₂
削減率	—	25%	33%

※ 基準年度、参考年度の温室効果ガス総排出量は、以下の理由から下記①～⑥を除外している。また、令和3年度に県立芸術大学、令和4年度に県立看護大学が公立大学法人化し、本計画の対象外施設となったことから、遡って除外して算出した。

第5期計画における温室効果ガス削減目標の設定において、以下の事項については施設の燃料使用量等が天候や時勢の変化など、外部要因によって左右される可能性があり、本計画において各職員の率先した取組の効果を評価する対象として適当でないため、対象外とする。

- ① 企業局 : 水道用水供給事業及び工業用水道事業（本庁舎を除く。）
- ② 県警本部 : 警察車両・船舶の燃料使用量
- ③ 教育庁 : 全ての県立学校
- ④ 病院事業局 : 全ての県立病院
- ⑤ 土木建築部 : 全ての浄化センター（ポンプ場等関連施設を含む。）
- ⑥ 公共事業（委託等によって実施される各種公共工事等）、その他外部への委託（指定管理者制度等）

※ なお、上記①～⑥については、引き続き温室効果ガス排出量に係る各種データについて集計・監視を行い、温室効果ガス排出量の削減及び「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」に基づき各任命権者部局（企業局、病院事業局など）ごとに定められている「エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を年平均1%の低減」の達成に向けて、連携して取り組んでいくこととする。

以上の対象外項目を除いた沖縄県の事務事業における温室効果ガス排出量は、2009（平成21）年度の約5.7万t-CO₂から2019（令和元）年度には約4.0万t-CO₂（2009年度比約30%減少）となつてあり、着実に温室効果ガスの排出削減が図られている。（図3）

本計画では、各施設等における燃料及び電力使用量を削減するとともに、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入等の対策に努め、2030（令和12）年度（令和11年度実績）において、温室効果ガスの総排出量を2019（令和元）年度比で25%（2013（平成25）年度比で33%）削減することを目標とする。

なお、電力使用に伴う温室効果ガスの総排出量は、沖縄電力の発電燃料の低炭素化や再生可能エネルギー導入率の増加に伴う電力排出係数の低下（15%削減）を前提とした。

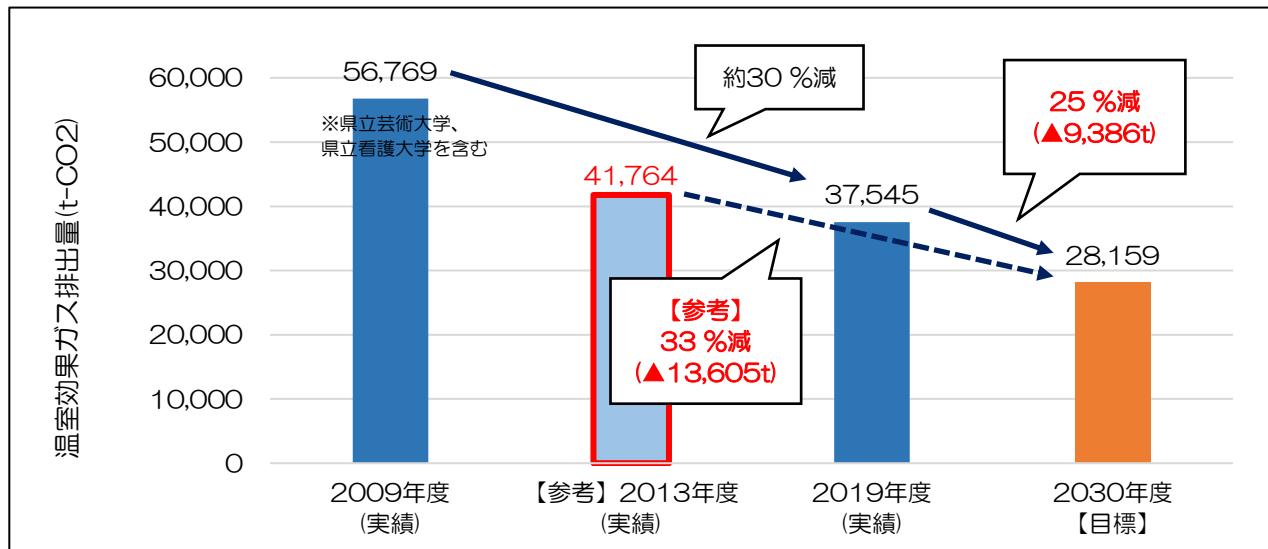


図3 温室効果ガス排出量の削減目標

- ※ 第5期計画において新たに目標対象外となった「土木建築部：浄化センター」「病院事業局：全ての県立病院」を除いた数値を示す。
- ※ 令和3年度及び令和4年度に公立大学法人化し、本計画の対象外となった県立芸術大学、県立看護大学については、2013年度実績値、2019年度実績値、2030年度目標値からその寄与分を除外した数値を示す。

(2)目標達成に向けた取組の目標

本計画では、目標達成に向けた取組の目標を以下のとおり定め、各行政施設において積極的に取り組む。

① 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%に太陽光発電設備を設置することを目指す。その際、必要に応じ、蓄電池の設置やP P A等の活用も検討する。

② 建築物における省エネルギー対策の徹底

2030年度には新築建築物はZEB Ready以上となることを目指す。

※ ZEB Ready : 50%以上の省エネ等を図った建築物

※ ZEB Oriented : 30~40%以上の省エネ等を図った建築物

③ 公用車の電動化

県の公用車（普通車両）について、2030年度には1/2を電動車（電気自動車及びプラグインハイブリッド車とし、ハイブリッド車を含まない）とする。

※電動車への転換の対象は、普通乗用車及び小型乗用車とし、軽自動車及び特殊車両、乗合車両は除く。

※ 1 (1)で対象外とした①～⑥の事業の用に供する車両については含まない。

④ LED照明の導入

県管理施設全体（無人施設を除く）のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

⑤ 再生可能エネルギー電力調達の推進

2030年度には、県管理施設で使用する電力の50%を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。

2 省資源の推進

- ① 上水の使用量を、2030（令和12）年度までに2019（令和元）年度比で10%削減する。
- ② 紙類の使用量を、2030（令和12）年度までに2019（令和元）年度比で30%削減する。

上水及び紙類の2019（令和元）年度の使用量は、上水は1,098千m³（2009年度比15.7%削減）、紙類は183,735千枚（2009年度比64.8%増加）であり、上水は目標値を達成しているが、紙類は大幅な増加となった。

上水使用量については近年においても年1%以上の削減が見られ、さらに今後も、節水型機器の導入等が図られていくと予想されることから、引き続き10%削減（年1%削減）を目標とする。

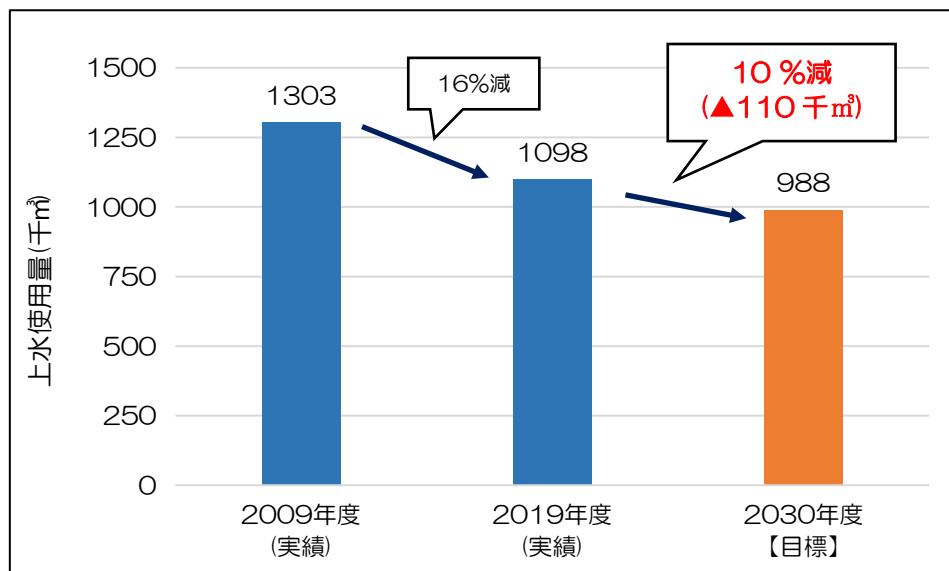


図3-3 上水使用量の削減目標

紙類使用量については、今後、一括調達PCのモバイル化に伴う電子化の促進等、紙類使用量削減に向けた各種取組について検討・推進することとし、30%削減を目標とする。

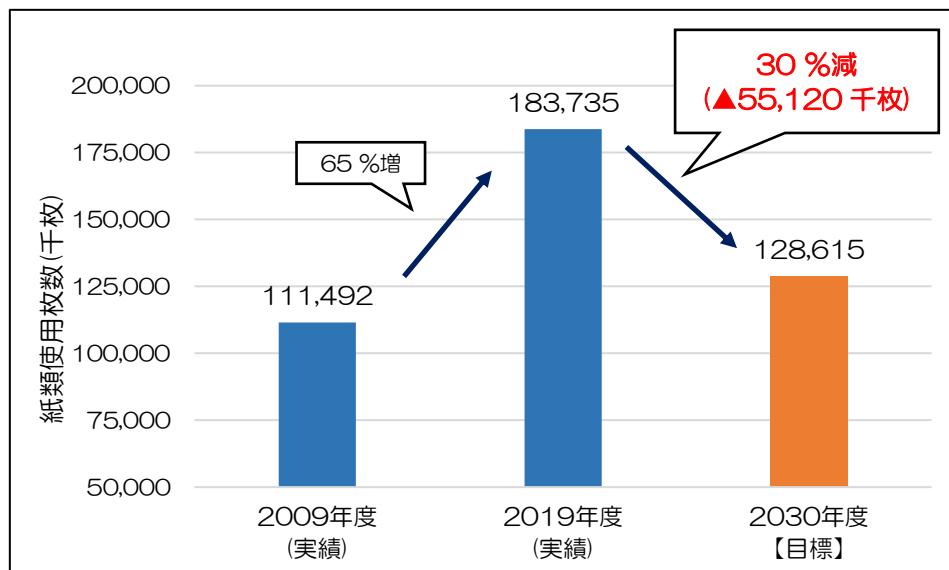


図3-4 紙類使用量の削減目標

3 グリーン購入の推進

「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、県の機関が実施する物品の調達に占める環境物品の割合を紙類で97%以上、紙類以外で95%以上とする。

県では、平成13年施行の「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を受けて、平成14年3月に「沖縄県グリーン購入基本方針」及び「沖縄県グリーン購入調達方針」を策定し、環境配慮型製品の優先的な購入に取り組んでいる。2019（令和元）年度の環境配慮型製品の購入率は各項目の平均で90.6%であった。公務で使用する一部の製品はグリーン購入に適合する商品が無いことから、目標値は10年間で最も調達率が高かった年（紙類97%：H27、紙類以外95%：H25）を基準とする。

なお、本庁各課においては、物品調達基金を通して購入しているため、調達目標をほぼ達成しているが、出先機関においては、環境配慮型製品の購入をさらに徹底していく必要がある。

4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

- ① 廃棄物の排出量を、2030（令和12）年度までに2019（令和元）年度比で10%削減する。
- ② 廃棄物のリサイクル率について、2030（令和12）年度まで40%以上を継続する。

本庁舎における廃棄物発生量は増加傾向にあり、2019（令和元）年度は2009（平成21）年度に比べ約30%増加している。また、リサイクル率は、2015（平成27）年度以降、目標値である40%以上を達成している。

引き続き、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進に関する取組を進め、廃棄物発生量は計画期間内に10%削減、リサイクル率は40%以上の維持を目指す。

なお、廃棄物発生量等に関する取組結果の評価については、引き続き、発生量が正確に把握されている本庁舎からの発生量によって行うものとする。

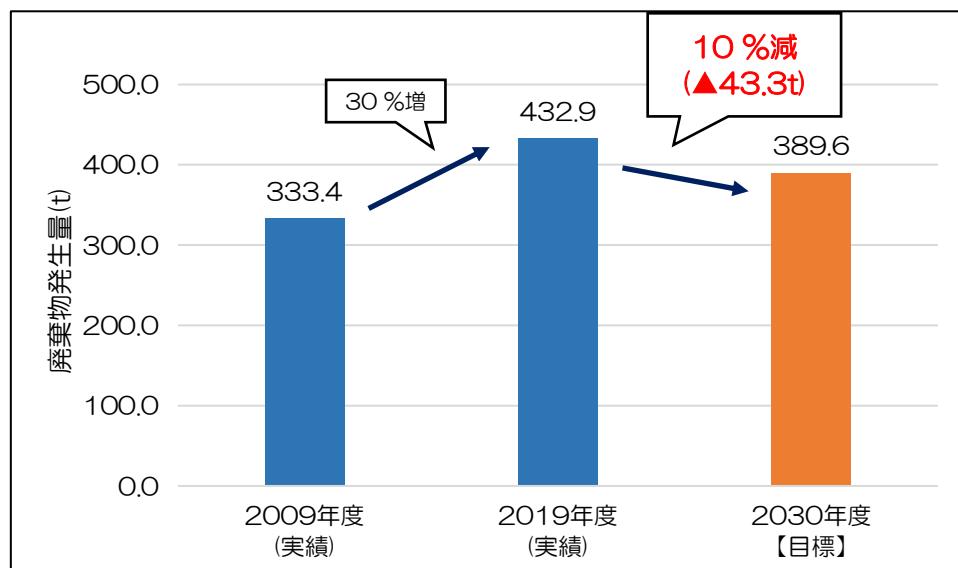


図3-5 廃棄物削減量の目標

第4章 取り組むべき環境配慮行動

本計画の目標を達成するため、各項目において、次の内容で取り組むこととする。なお、取組に当たっては、すべての職員が実践に移していくことが必要不可欠であることから、資料編に取組項目のチェックリストを付す。

1 温室効果ガス削減の推進

(1) 省エネルギーに配慮した施設等の使用、管理及び再生可能エネルギー電力の使用

項目	取組内容
空調関係	<ul style="list-style-type: none">空調の稼働中は、吹き出しが口には物を置かない。空調を稼働していない部屋や廊下に通じる扉の開放を控える。夏季における執務室での軽装（かりゆしウェア等）を励行する。適温設定（冷房は28℃）や運転期間の設定等を行い、電力や燃料使用量の削減を図る。
照明関係	<ul style="list-style-type: none">照明等は、こまめに消灯する。特に執務室において、早朝、夜間などの時間外に業務を行うときは、必要な箇所のみ点灯する。また昼休みの時間は一斉に消灯する。廊下、トイレ及び地下駐車場等の照明は、支障のない範囲で間引き消灯を行う。不要時・不用場所の消灯を徹底する。特に会議室、給湯室、休憩室、倉庫等の利用後の消灯徹底を図る。晴天時には窓際の照明を消灯するなど、適切な照度の範囲内で照明を使用する。
動力関係	<ul style="list-style-type: none">庁舎での3、4階程度の昇降移動は、エレベータの使用を自粛し階段の利用に努める。利用頻度に応じたエレベータの効率的な稼働に努める。エレベータが複数台数ある場合の稼働は、時間外や閉庁日等時間帯による間引き運転を行う。
OA機器、家電製品等関係	<ul style="list-style-type: none">昼休みや時間外等、OA機器（コピー機、プリンター等）を使用しないときは、省エネモードにするか主電源又は予熱電源をこまめに切る。業務に支障のないかぎり、パソコンは省エネモードで使用する。家電製品等を長時間使用しない場合は、プラグを抜き、待機電力の節減を図る。待機電力削減のため、延長コード購入時は、コンセントごとに通電を止められるスイッチ付きタップを優先するように努める。
エネルギー節約の一般的な対応	<ul style="list-style-type: none">定時退庁、時間外勤務の縮減等、庁舎利用の省タイムに努める。OA機器など電気機器は集中管理の徹底により台数を削減する。出先機関は、積極的に省エネルギー診断を受診する。
再生可能エネルギー電力の使用	<ul style="list-style-type: none">電力調達の際は、再生可能エネルギー電力の選択（太陽光発電等の自家消費を含む）に努める。

(2) 公用車燃料使用量の削減

取組内容
<ul style="list-style-type: none">・エコドライブ（急発進・急加速の削減、アイドリングストップ等）を実行する。・公用車の相乗り運行等、効率的利用、管理を行う。・出張の際の移動は、公共交通機関の利用に努める。・近距離の移動は徒歩を励行する。・公用車台数の抑制、見直し等利用合理化を図る。・公用車の導入にあたっては、電動車を導入することにより燃料使用量の削減を図る。・ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、自動車利用の抑制・効率化に努める。

2 省資源の推進

(1) 水資源の節約

取組内容
<ul style="list-style-type: none">・蛇口の水流を小さくし、水を出しっぱなしにしない。・食器等を洗うときは、水を流したままにしないでため洗いをする。・節水コマや水圧調整により、上水使用量を抑制する。・庁舎の改修や機器の取り替えにあたっては、水道蛇口への自動水洗の取り付けや節水型便器への切り替えを推進する。・定期的な点検を行い、漏水の早期発見に努める。

(2) 紙類の使用の抑制

項目	取組内容
文書の電子化	<ul style="list-style-type: none">・庁内LAN、電子メール等を活用することで、情報（課内供覧文書など）のペーパーレス化を目指す。・会議資料の枚数削減のため、プロジェクト等を活用する。
コピー用紙、プリンター用紙	<ul style="list-style-type: none">・資料は両面コピーし、必要最小限の部数で作成する。・片面印刷に使用した用紙やミスコピー用紙は、個人情報の漏洩に十分注意し、裏面を課内供覧用資料印刷や試し刷りとして再利用する。また、メモ用紙等へも利用する。・資料のワンペーパー化（簡素な文書作成）や共有化による不要文書の削減を図る。・コピー機の縮小機能を利用し、コピー枚数を節約する。・ミスコピーの防止に努める。（印刷プレビュー機能による印刷設定の確認、コピー機の使用前後に必ずリセットボタンを押す等）
紙製品	<ul style="list-style-type: none">・封筒類の使用自粛と再利用を行う。ただし、再利用の際には個人情報の漏洩に十分注意する。・職員対象の会議等では封筒類を配布しない。・フラットファイル等は再使用する。（又は、再利用しやすいPP製のフラットファイルを購入する。）
印刷物	<ul style="list-style-type: none">・報告書、印刷物等は配布先を精査するとともに、CD-ROMなどの電子媒体での配布やホームページへの掲載等の方法により、発行部数を必要最小限とする。

(3) その他環境に配慮した取組

取組内容
<ul style="list-style-type: none">・購入した文具類、OA機器、公用車その他の物品は耐用年数を考慮し、できるだけ修繕等を加えながら大切に長く使用する。・備品等の効率的利用を図るため、事務不要品は関係機関相互での所管換えを促進する。・備品は、修理や部品交換が容易なもの及び保守点検サービス期間が長いものを購入する。・物品の購入にあたっては必要最小限の適正量を計画的に購入する。・物品の納入業者に対し、低公害車の利用及びアイドリングストップを促す。・県が開催する会議で提供する飲み物は紙パック製やリターナブル容器を活用し、ペットボトル等のワンウェイプラスチック製品の使用を原則禁止とする。（代替が困難な場合を除く）

3 グリーン購入の推進

(1) 紙類

取組内容
<ul style="list-style-type: none">・コピー用紙については、「沖縄県グリーン購入基本方針」の基準を満たした再生紙を購入するとともに、その他の紙類についても、再生紙類を購入する。また、トイレットペーパー等の衛生用紙は、古紙パルプ配合率100%のものを購入する。・外注する印刷物については、「沖縄県グリーン購入基本方針」を参考にするとともに、リサイクル適正、SOY INKの使用、再生紙配合率等の表示を行う。

(2) 文具類等

取組内容
<ul style="list-style-type: none">・文具類、機器類、家電製品、エアーコンディショナー等、温水器等、照明、消火器、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品は、「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品を購入する。・事務用品等、カタログに環境配慮型製品のページが設けられている場合には、当該ページを積極的に活用してグリーン購入を推進する。・物品の選定にあたっては、エコマークやグリーンマーク等環境ラベルの貼付された物品をはじめ、環境保全のための配慮を積極的に行っている物品を優先的に購入する。・家電製品は「統一省エネラベル」をもとに、省エネ性能が優れているものを購入する。・その他、詰替可能な製品やリサイクル可能な原材料の製品（回収、再生ルートが確立されているものを含む。レーザープリンターの詰替トナーカートリッジ、コピー機のリサイクルトナーカートリッジ等）を選定、購入する。

(3) OA機器

取組内容
<ul style="list-style-type: none">・OA機器（コピー機、プリンター等）は、「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、再生紙が使用でき、両面コピー／印刷機能が付いた機器を導入、使用する。・その他の周辺機器も環境物品を導入、使用する。

(4) 公用車

取組内容
<ul style="list-style-type: none">・「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、電動車（EV、PHV）を導入する。（軽自動車及び特殊車両、乗合車両は除く。）

4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

(1) 環境負荷の少ない物品の購入

取組内容
<ul style="list-style-type: none">・物品発注時に簡易包装若しくは包装無しを指示する。・使い捨て容器の物品等の購入を自粛する。・過剰包装製品は購入しない。・詰替可能な製品等を選択、購入する。・物品の購入にあたっては必要最小限の適正量を計画的に購入する。

(2) 廃棄物の発生抑制

取組内容
<ul style="list-style-type: none">・買い物の際にはマイバッグを使用し、紙袋、レジ袋を使用しない。・コピー機やプリンターのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底する。・物品等は、リース又はレンタル契約による効率的利用を促進する。・遊休備品は、庁内LANの活用等により幅広く周知し、有効に利用する。・シュレッダーは、秘密文書等に限定して使用する。・物品購入の際、不要な包装箱等は納入業者に引き取らせる。・リターナブルビンは、配達業者に回収させる。・庁舎管理者の指示に従い、リサイクルシステムの確立に努める。

(3) 廃棄物の分別排出の徹底

取組内容
<ul style="list-style-type: none">・ごみを排出する場合は、所在市町村の定めるごみ分別方法に基づき、適切に分別する。・紙類を廃棄する場合は、可能な限り分別し再資源化を図る。・再資源化が可能なビン、缶、ペットボトル等は、分別しリサイクル業者に回収させ、再資源化を図る。

(4) 建設資材廃棄物の再資源化

取組内容
<ul style="list-style-type: none">・施設等の解体に伴うコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び木くず等建設発生木材は再資源化を徹底する。・沖縄県リサイクル資材評価認定制度に基づき、沖縄県認定リサイクル資材の利用を促進することで、循環型社会の構築に貢献する。

(5) 有害化学物質の適正な処理（試験検査機関）

取組内容
<ul style="list-style-type: none">・検査等で使用する有害化学物質の排出を抑制する。・有害化学物質の廃棄については、無害化、安定化等適正処理を徹底する。・これらを委託処理する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、適正に処理する。

(6) 感染性廃棄物の適正な処理

取組内容
<ul style="list-style-type: none">・医療廃棄物は、感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別を徹底し、適正に処理する。・これらを委託処理する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、適正に処理する。

(7) 公用車の適正な処理

取組内容
<ul style="list-style-type: none">・公用車を廃棄する際には、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき適正に処理する。

5 その他の配慮事項

(1) 施設の設計、管理等における環境への配慮

項目	取組内容
施設のZEB化及び設備の省エネルギー化	<p>(施設のZEB化)</p> <ul style="list-style-type: none">・庁舎等の新築・建替・大規模改修を行う場合は、計画段階からZEB化の実施可能性について検証し、具体的な整備等に係る検討を行う。新築の場合は、ZEB Ready以上を目指すこと（原則ZEB Oriented相当以上）とし、ZEB化が難しい場合でも、可能な限りエネルギー消費量の削減を図ることとする。 ※ ZEB Ready : 50%以上の省エネ等を図った建築物 ※ ZEB Oriented : 30~40%以上の省エネ等を図った建築物 <p>(施設改修における省エネルギー化)</p> <ul style="list-style-type: none">・施設改修時には、計画段階から省エネ化の検討を十分に行い、可能な限りエネルギー消費量の削減を図る。・高効率機器を積極的に導入する。・ビルのエネルギー管理システム（BEMS）やスマートメーターの導入を検討する。・設備の更新にあたっては、リースやESCO事業等の活用を検討し、省エネルギー化を図る。
環境負荷の低減に配慮した施設等の構造	<ul style="list-style-type: none">・環境負荷の低減に配慮し、断熱性能を向上させた施設等の構造とする。・自然採光を効率的に取り入れた施設等の構造とする。・騒音・振動の発生源となる設備・機器を設置する部屋は、それぞれの影響低減に配慮した構造とする。・雨水、地下水、再生水等の有効利用に配慮した構造とする。
省資源化に配慮した土木・建築資材	<ul style="list-style-type: none">・土木・建築資材は、環境負荷の少ない再生資材の使用に努める。

項目	取組内容
環境負荷の低減に配慮した設備の採用	<p>(太陽光発電設備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設及び敷地の特性や立地状況等を踏まえ、太陽光発電設備の導入可能性を検討・調査し、また、庁舎等の新築・建替の際には太陽光発電の導入を積極的に検討する。 太陽光発電設備の導入の際は、初期投資ゼロで設置可能なPPA（電力購入契約）等の活用を図る。 太陽光発電の有効活用や施設の防災機能強化につながる蓄電池についても、導入の可能性を検討し、率先導入する。 コジェネレーションシステム等の省エネルギー型の設備の導入を促進する。 <p>(電気)</p> <ul style="list-style-type: none"> 照明設備等は、早期にLEDに切り替える。 LED照明の導入にあたっては、可能な限り、調光システムを導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。 OA機器や冷蔵庫等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。 その他、省エネルギー型設備を積極的に導入する。 <p>(水資源)</p> <ul style="list-style-type: none"> トイレ等には、雨水利用システムや再生水利用システムの導入に努める。 雨水地下浸透ますや透水性舗装の採用、設置に努める。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷凍冷蔵庫や空調設備の更新を行う際は、ノンフロン製品の導入を検討する。
大気汚染物質排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ボイラーのバーナー等の更新においては、低NO_xバーナーの選択とともに良質燃料（灯油、LPG等）への切り替えに努める。 ボイラー等の燃料使用量の抑制に努める。
環境美化	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然環境や景観との調和を目指し、敷地内外の環境美化に努める。 屋上、壁面及び室内の緑化に努める。
周辺環境に配慮した工事の施工	<ul style="list-style-type: none"> 工事、施工に伴う粉じん、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の公害の未然防止を図る。
森林吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> 森林吸収源対策、都市緑化等の推進により「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に努める。

(2) イベントにおける環境への配慮

項目	取組内容
自然環境への配慮	・会場設営などで環境に負荷をかけず、自然と調和したイベントを開催する。
ごみ減量とリサイクル	・イベントを開催するときは、再生利用可能な資機材の使用等、廃棄物の発生抑制（チラシ類の過剰な配布、飲食物の提供はリターナブル容器の使用等）に努めるとともに、会場内にリサイクルボックスを設置する等、廃棄物の再資源化を推進する。
交通手段の工夫	・公共交通機関の利用促進などにより、交通による環境負荷を低減する。
省資源・省エネルギー	・資源やエネルギーの使用抑制に努め、資源やエネルギーを有効に活用する。
参加者への環境意識啓発	・環境配慮の取組を積極的にアピールし、参加者の意識啓発を図る。
運営体制の整備	・計画から終了までエコイベントを徹底できるよう運営体制を整える。

(3) 関係事業者、職員個人、来庁者に対する環境への配慮の協力

項目	取組内容
関係事業者への協力依頼等	・庁内で物品等を販売する業者は、簡易包装とし、使い捨て容器やリサイクル容器の回収に努める。 ・自動販売機については、省エネ型とするよう協力を求める。 ・業務委託報告書や各種届出用紙等は、再生紙の使用と両面印刷への協力を求める。また、再生紙マーク及び古紙パルプ配合率、白色度等の表示についても協力を求める。 ・事業者等の名刺についても、再生紙の使用を呼びかけるとともに、不必要的配布（単なるあいさつ廻りなど）をしないよう協力を求める。 ・庁舎構内では、車両のアイドリングストップについて協力を求める。 ・その他、本計画の取組について周知を図る。
職員個人	・家庭においても、環境に配慮したライフスタイルに努める。 ・名刺は、再生紙を使用し、その旨を表示する。廃ポスター等を利用した名刺の普及に努める。 ・マイボトルやマイバッグ等を持参し、ワンウェイプラスチック製品の使用や購入を控える。 ・ノーマイカー・デー（毎月1日、20日）には、徒歩や公共交通機関の利用に努める。 ・地域における環境保全活動に参画するとともに、本計画の取組について普及啓発する。
来庁者への協力依頼等	・会議等で来庁する際に、公共交通機関を利用するよう呼びかける。 ・庁舎内の照明、室温調整、廃棄物の分別回収、再生紙トイレットペーパーの使用、階段の利用等への理解と協力を求める。 ・その他、本計画の取組について周知を図る。

第5章 計画の推進と進行管理

1 計画の決定等 (Plan / Action)

(1) 計画の決定

計画は、「環境基本計画推進会議」における協議を経て、知事が定める。

(2) 計画の見直し

計画の継続的な改善を進めるために行動目標等を見直す場合は、(1)と同様の手続きにより行う。

2 計画の推進 (Do)

(1) 推進体制の整備

知事は、全機関の長と職員に対し、本計画に基づく環境配慮の取組を推進することを指示する。

(2) 職員への普及啓発

全機関の長は、各班長等を通して、所属職員が環境配慮の取組を推進するよう普及啓発を図る。

本計画事務局（環境再生課）は、各職場での環境配慮行動等を促進するため、環境保全に関する情報の提供、研修の実施、その他の必要な措置を講じる。

(3) 自主的な環境配慮行動の推進

計画に定める環境配慮行動項目等のほか、職員等の工夫による自主的、積極的な環境配慮の取組を推進する。

3 計画の点検・公表 (Check)

(1) 環境配慮の取組の実績調査

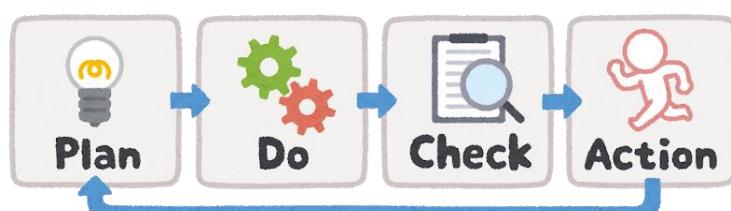
本計画事務局は、全機関を対象に環境配慮の取組状況について、定期的に調査する。

(2) 点検・評価

(1)の調査結果は、環境基本計画推進会議幹事会で点検・評価を行い、実績報告書を作成する。

(3) 公表

(2)の実績報告書は、環境基本計画推進会議における確認を経て知事に報告した後、公表する。



4 各機関の役割

(1) 各部局等の主管課（別表：率先実行計画対象機関等）

- ① 各部局各課及び出先機関のエネルギー使用量、環境物品の購入率等の実績及び庁舎等管理に関する環境法令順守状況をとりまとめ、事務局へ報告する。
- ② その他、計画の推進に協力する。

(2) 物品等の集中調達機関（物品管理課）

- ① 年契物品単価表（環境保全製品リスト）を作成し、各機関へ周知する。
- ② 不用備品や物品のリサイクルシステムを確立し、効率的な活用を図る。

(3) 庁舎等の管理機関（管財課、各施設所管課）

- ① 空調、照明、エレベータ、給水（湯）、下水処理、消防設備及び施設内の緑化等の管理は、環境法令及び本計画その他に基づき適切に行う。
- ② 省エネ機器を積極的に導入する。
- ③ 業者が設置する自動販売機等の機器については、省エネ型機器の設置を求める。
- ④ 廃棄物の減量化とリサイクルを推進するため、ごみ分別を徹底するなど効果的な手段を講じる。
- ⑤ 排出された廃棄物の適正処理と管理を行う。

(4) 情報システムの管理機関（情報基盤整備課）

- ① 省エネ型のパソコンや周辺機器の導入を推進する。
- ② COLAL21ネットワークシステムを利用したコミュニケーションの円滑化や情報共有化を進める。

(5) 職員の服務及び研修を所管する機関（人事課）

- ① 定時退庁、時間外勤務の縮減を促進する。
- ② ライトダウンの実施等を通して、ノー残業デーの周知・徹底を図る。

(6) 公共工事の環境対策及び県有建築物の企画、設計を所管する機関

- ① 庁舎等建築に伴う副産物の再資源化に努め、その実績（再資源化率等）をとりまとめる。
- ② 施設等の設計にあたっては省エネ型の構造とし、自然エネルギーなどの活用に努める。またその他の設備についても環境に配慮した製品を導入する。
- ③ 「実施設計単価表」に再利用製品を掲載し、再利用製品の利用を促進する。
- ④ 公共施設の維持管理にあたっては、ESCO事業等により省エネ型設備を積極的に導入し、地球温暖化防止対策を図る。

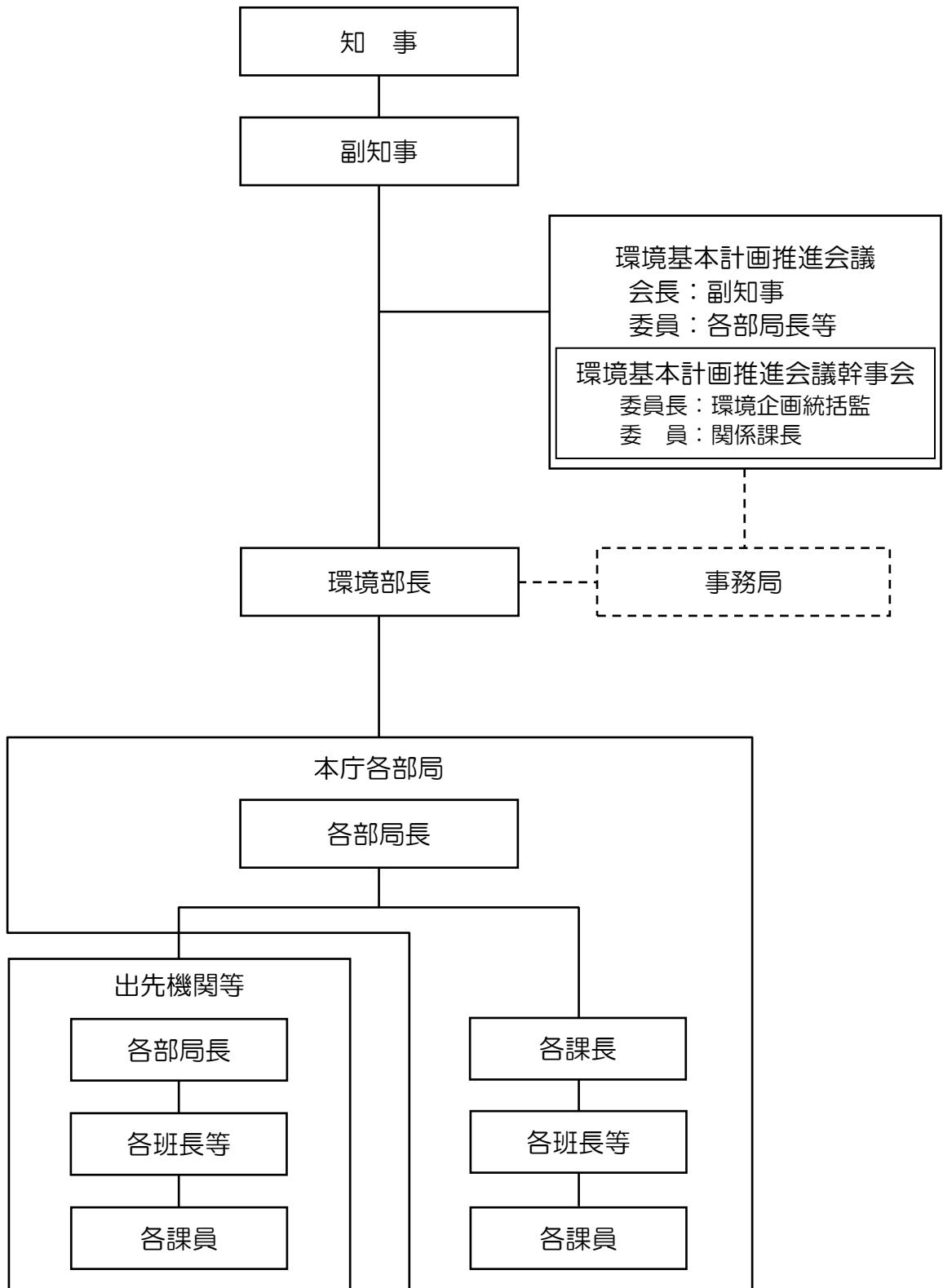
(7) 県予算を総括する機関（財政課）

- ① 当初予算見積基準の策定にあたっては、電動車（EV・PHV）等の環境物品の購入を前提とした基準の策定に努める。

(8) 事務局（環境再生課）

- ① 本計画に係る事務を処理する。
- ② 全機関、全職員に対し、本計画の周知を図る。
- ③ 「グリーン購入法」に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、各機関へ周知する。
- ④ 特定調達品目については、環境物品の調達目標を定めその達成に努める。
- ⑤ 環境物品の購入率等の実績をとりまとめる。
- ⑥ 実績調査により各部局のエネルギー使用量、環境物品の購入率等の実績等をとりまとめる。
- ⑦ 環境基本計画推進会議及び環境基本計画推進会議幹事会による点検・評価・確認を経て実績報告書を作成し、公表する。

沖縄県環境保全率先実行計画推進組織図



別表

率先実行計画対象機関等

部局等名	主管課（とりまとめ課）	対象機関等
知事公室	秘書課	各課、出先機関
総務部		各課、出先機関
北部合同庁舎		庁舎管理部門
中部合同庁舎		庁舎管理部門
南部合同庁舎		庁舎管理部門
宮古合同庁舎		庁舎管理部門
八重山合同庁舎		庁舎管理部門
企画部	企画調整課	各課、出先機関
環境部	環境再生課	各課、出先機関
生活福祉部	福祉政策課	各課、出先機関
こども未来部	こども若者政策課	各課、出先機関
保健医療介護部	保健医療総務課	各課、出先機関
農林水産部	農林水産総務課	各課、出先機関
商工労働部	産業政策課	各課、出先機関
文化観光スポーツ部	観光政策課	各課、出先機関
土木建築部	土木総務課	各課、出先機関
出納事務局	会計課	各課
企業局	総務課	各課、出先機関
病院事業局	総務企画課	各課、各病院
議会事務局	総務課	各課
教育庁	総務課	各課、出先機関、教育機関
警察本部	会計課	各課、各警察署、警察学校
監査委員会事務局	監査課	
人事委員会事務局	総務課	各課
労働委員会事務局	調整審査課	

沖縄県グリーン購入基本方針

1 目的

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第10条に規定する環境負荷の低減に資する物品又は役務（以下「環境物品等」という。）の調達の推進を図るために方針を策定するにあたって、本県における環境物品等の調達に係る基本方針（沖縄県グリーン購入基本方針）を定める。

2 対象機関

知事部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、及び労働委員会事務局とする。

3 基本的な考え方

- (1) 県が、環境物品等の優先的な調達に率先して取り組むことにより、環境物品等の市場の形成や開発の促進に寄与し、地域経済における環境物品等への需要の転換を促して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目指すものとする。
- (2) 物品等の調達に当たっては、まず調達の必要性と適正な調達数量について十分検討し、従来考慮されてきた価格や品質に加え、環境保全の観点から次のような環境負荷の低減に配慮した物品等を調達することとする。
 - ①環境汚染物質の使用や放出が削減されていること。
 - ②省資源や省エネルギー設計となっていること。
 - ③長期間の使用や部品等の再使用が可能であること。
 - ④有効な再生利用が可能であること。
 - ⑤廃棄時の処理・処分が容易になるような配慮がなされていること。
- (3) 公共工事については、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境負荷の少ない資材、建設機械若しくは工法を使用し、又は目的物を構築する公共工事の調達を推進することとする。

4 推進方法

(1)特定調達品目及び調達目標

環境部は、この方針に則して重点的に調達を推進する環境物品等（以下、「特定調達品目」という。）の種類及び調達目標等を定めた「沖縄県グリーン購入調達方針」（以下、「調達方針」という。）を毎年度作成するものとする。

(2)各機関におけるグリーン購入調達の実施

各機関は、調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行う。

(3)調達実績の取りまとめ、点検、公表

毎年度の特定調達品目に係る調達実績の取りまとめ等については、「沖縄県環境保全率先実行計画」の定めるところによる。

附 則

この方針は、平成19年1月17日から施行する。

この方針は、平成29年9月19日から施行する。

資料編

資料編目次

第1章 沖縄県環境保全率先実行計画の取組実績

1	エネルギー等使用量について	資料 1
2	温室効果ガス排出量について	資料 8
3	省資源について	資料11
4	グリーン購入について	資料13
5	廃棄物の減量化、リサイクルについて	資料14
6	取組状況意識調査について	資料15

第2章 温室効果ガスの排出削減目標の達成シナリオ

1	目標設定の考え方	資料16
2	燃料種別温室効果ガス削減量	資料17
3	沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要	資料18

環境配慮行動チェックリスト	資料20
---------------	------

第1章 沖縄県環境保全率先実行計画の取組実績

1 エネルギー等使用量について

(1) 電気使用量（主な使用機器：照明、OA機器、施設の運転管理等）

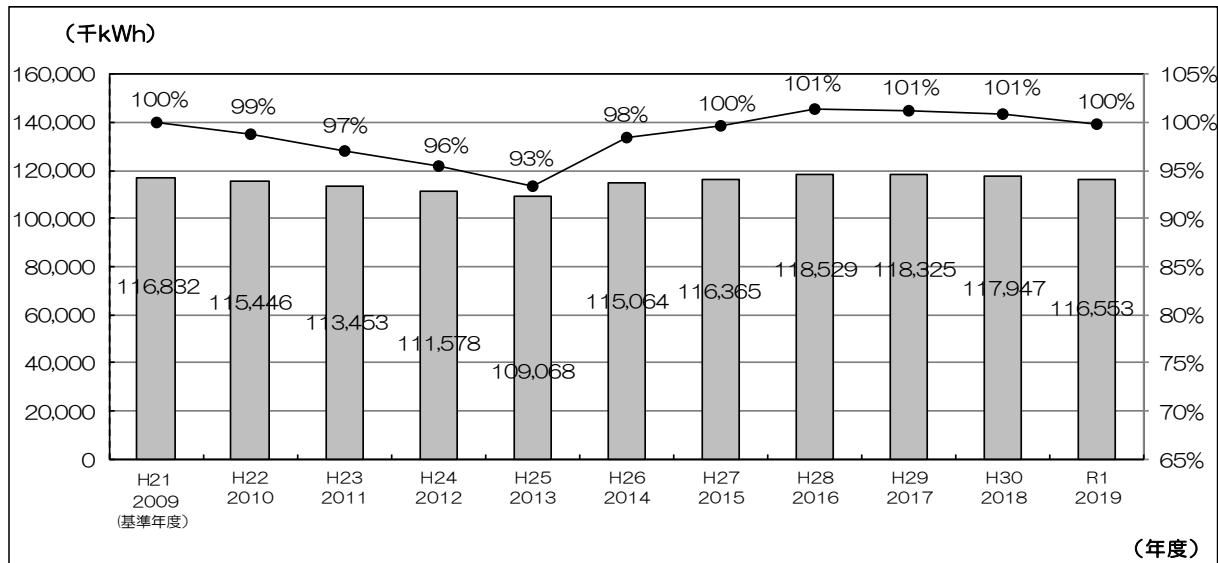


図1.1-1 電気使用量

■部局別電気使用量

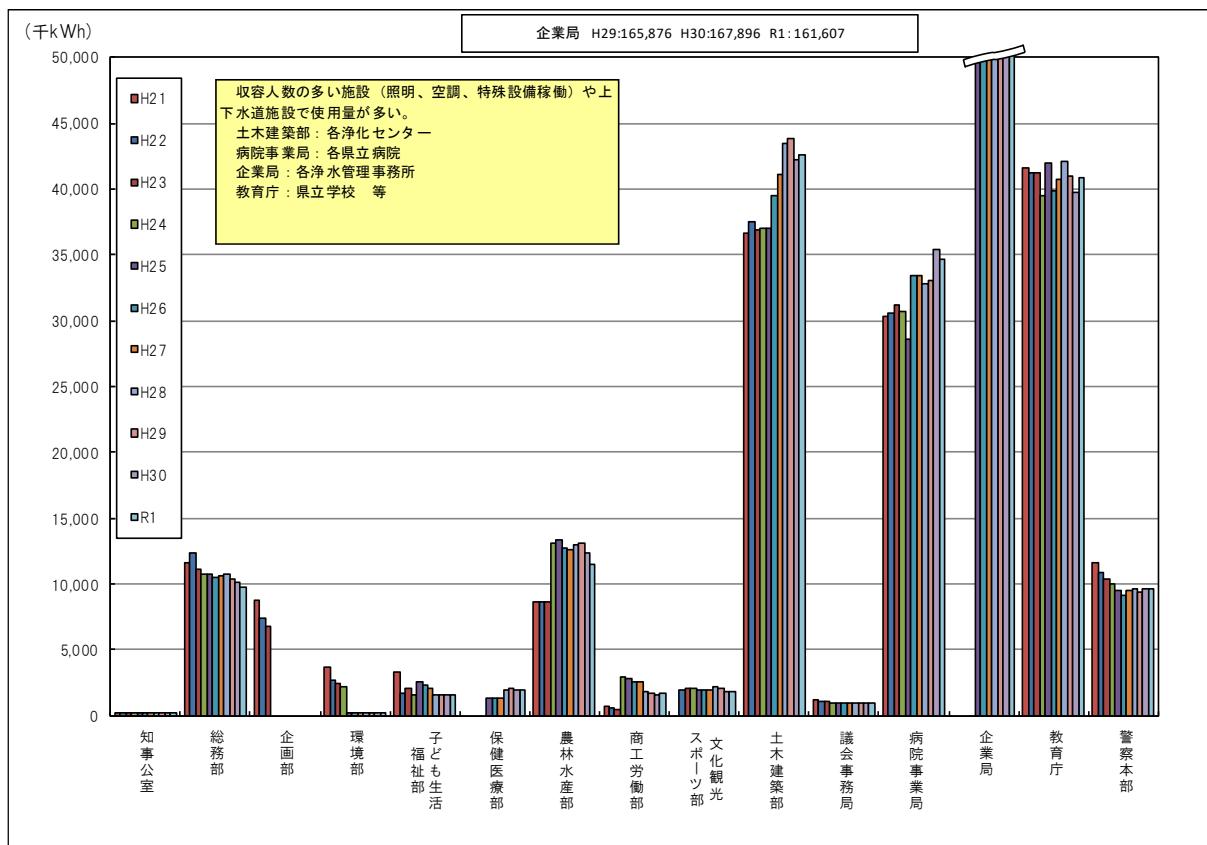


図1.1-2 部局別電気使用量

※企業局の水道用水供給事業におけるエネルギー使用量、警察車両の燃料使用量、教育庁の電気使用量については計画の対象外としているが、参考資料として示した。

(2) 重油使用量（主な使用機器：自家発電施設、船舶等）

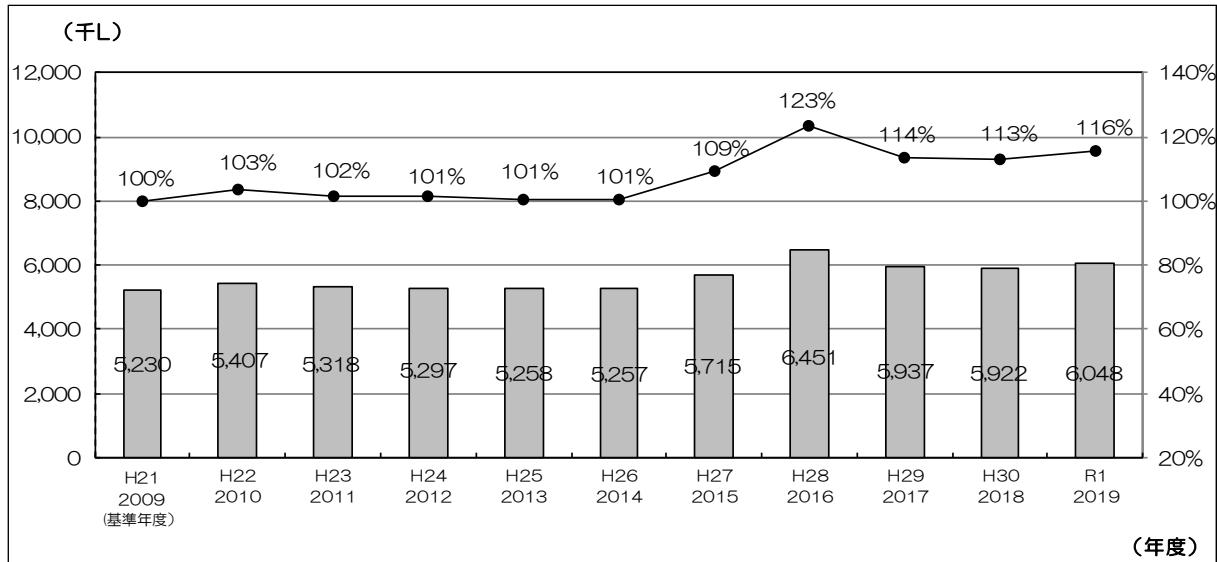


図1.1-3 重油使用量

■部局別重油使用量

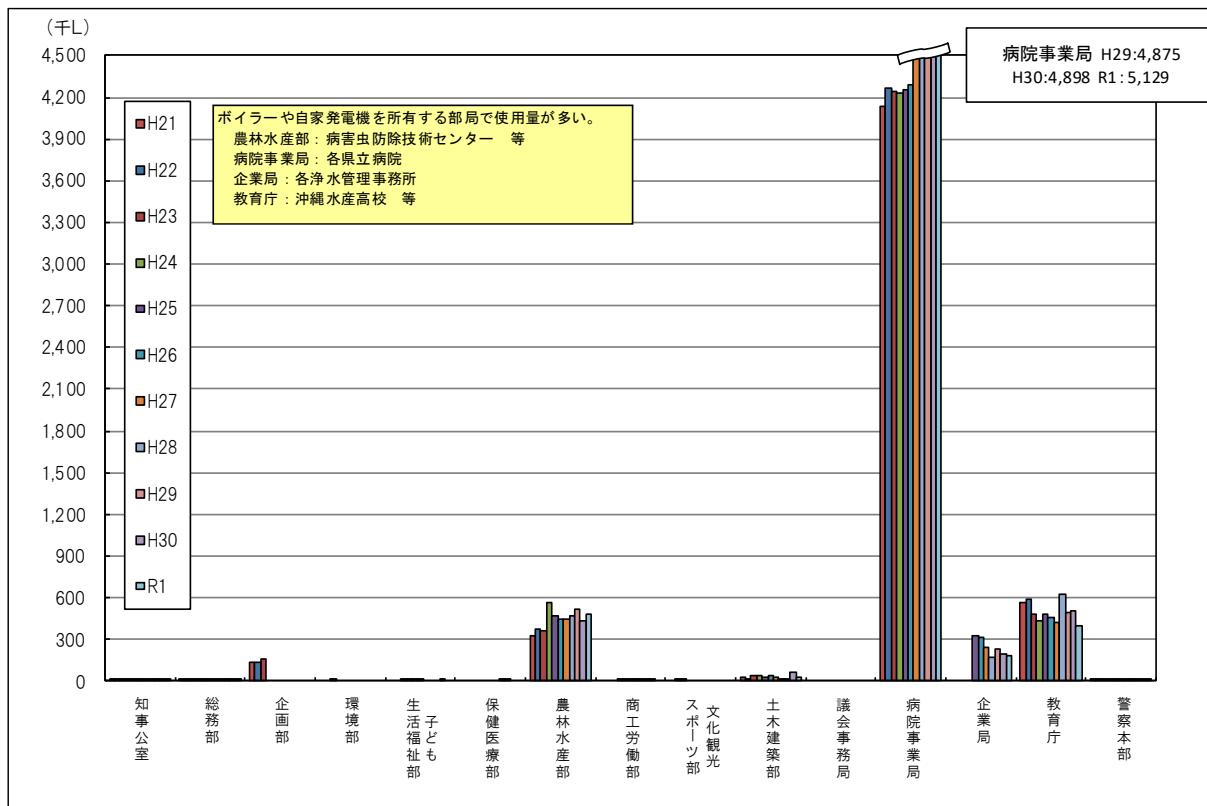


図1.1-4 部局別重油使用量

(3) 灯油使用量（主な使用機器：廃棄物焼却施設、ボイラー等）

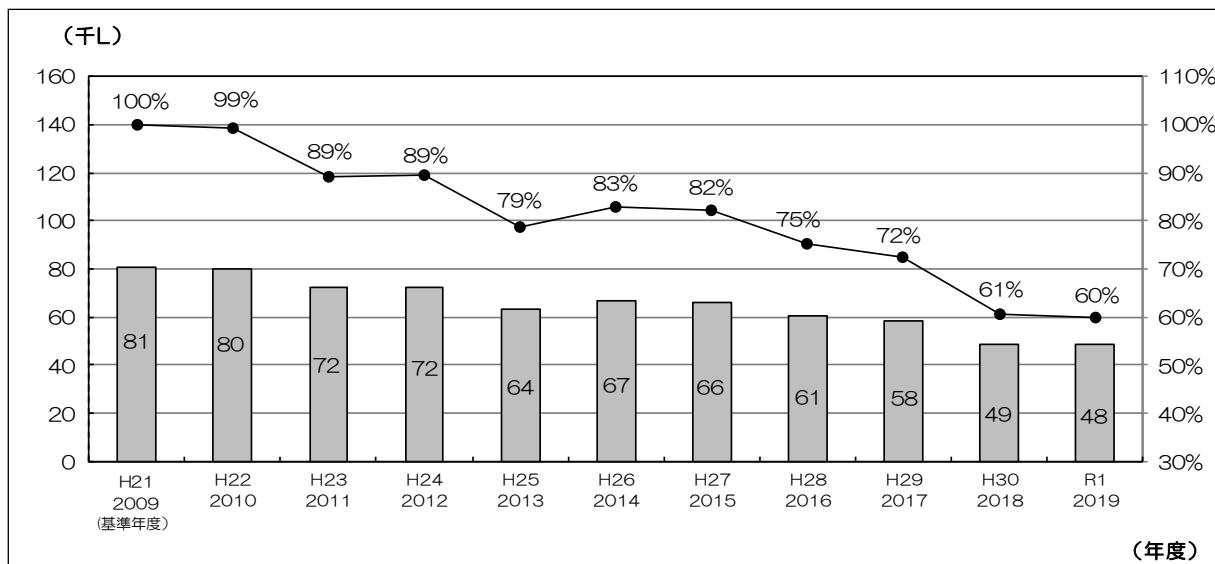


図1.1-5 灯油使用量

■部局別灯油使用量

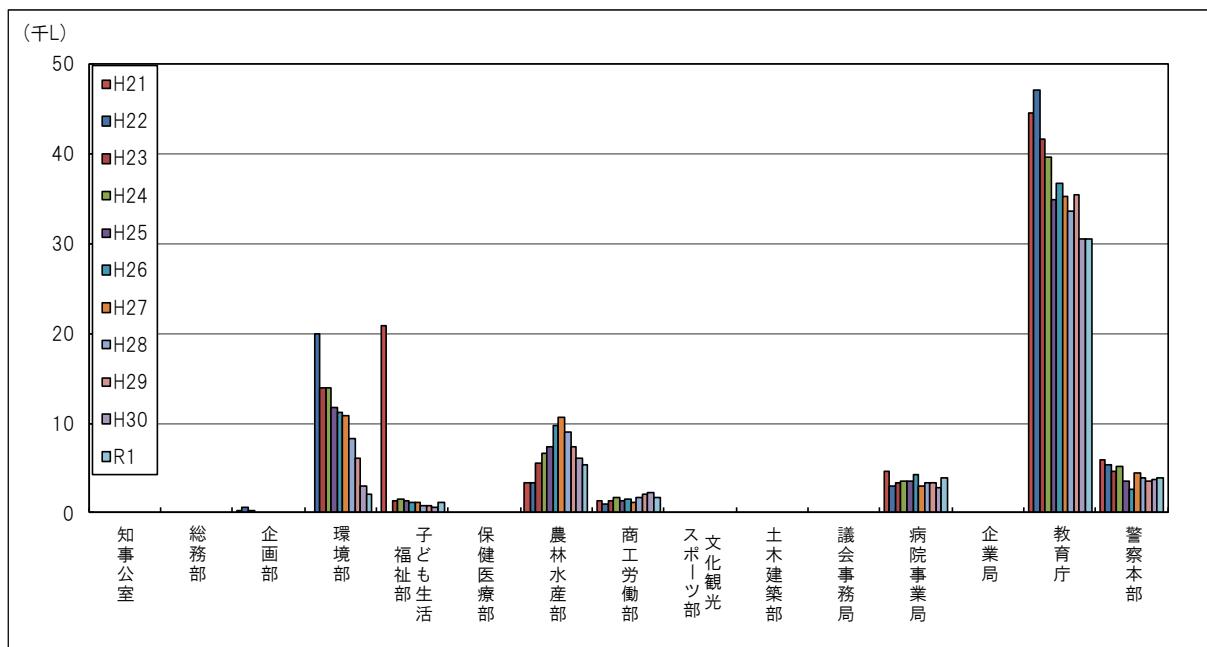


図1.1-6 部局別灯油使用量

(4) LPガス使用量（主な使用機器：給湯、実験施設等）

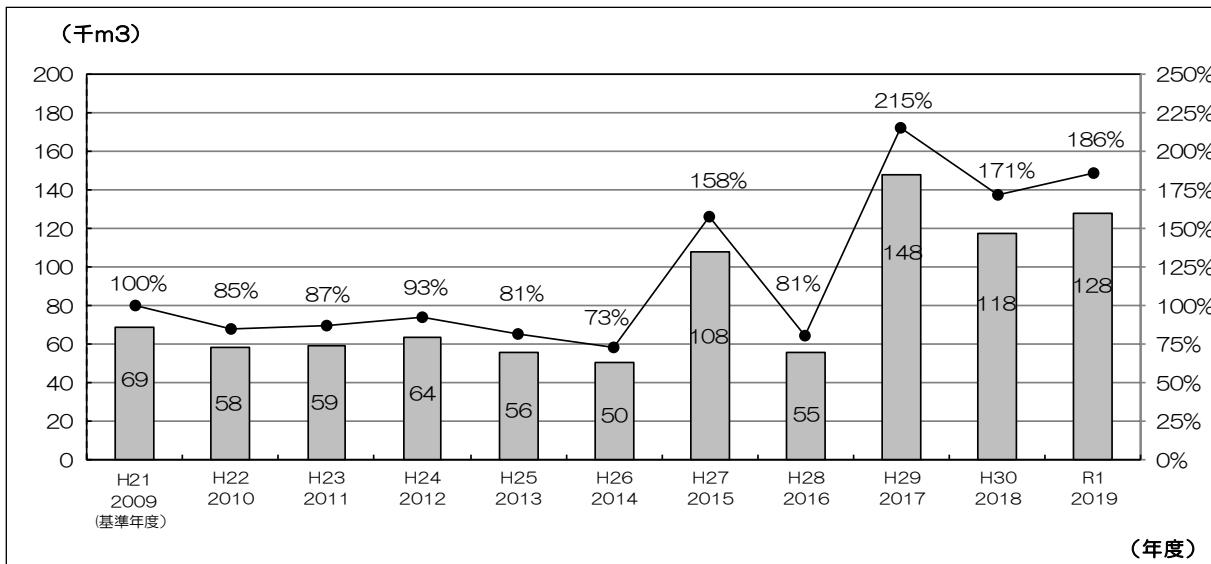


図1.1-7 LPガス使用量

■部局別 LPガス使用量

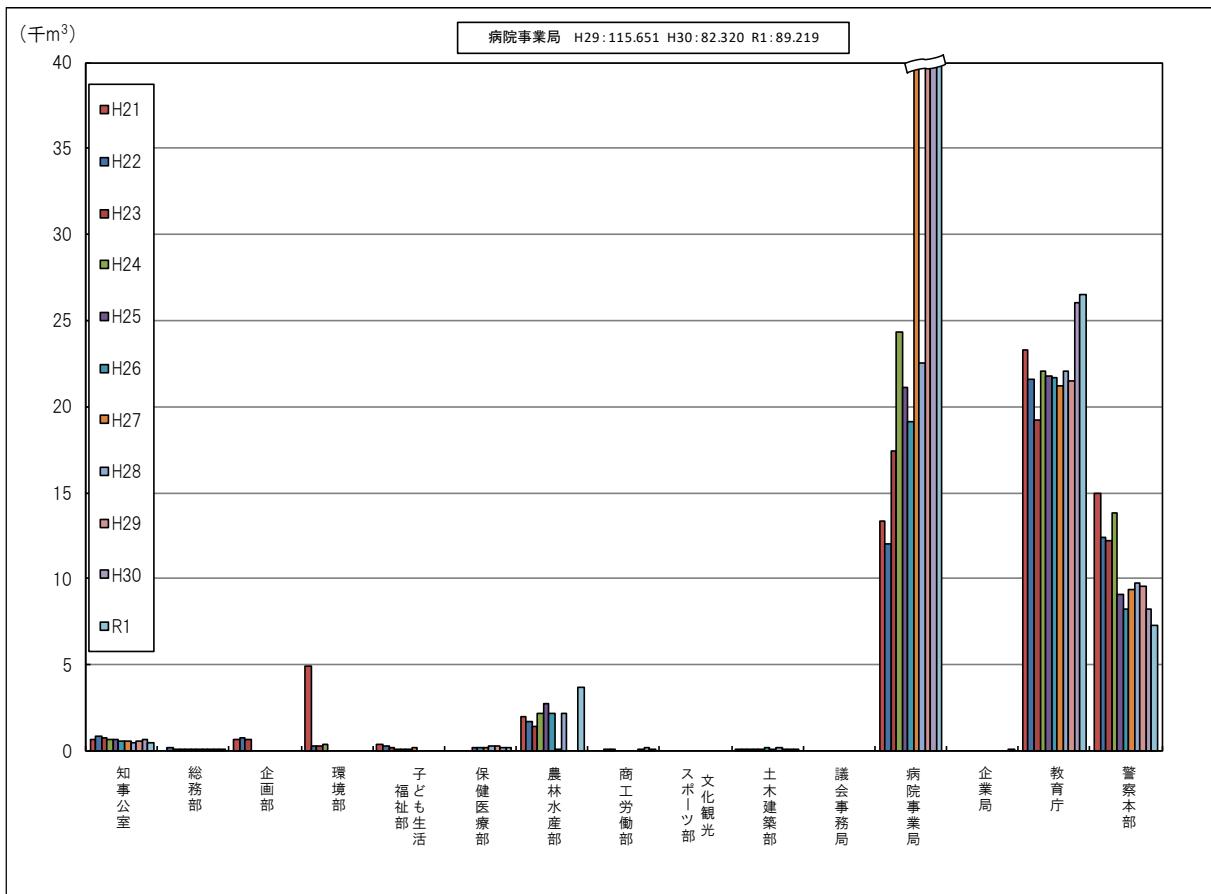


図1.1-8 部局別 LPガス使用量

(5) 都市ガス使用量（主な使用機器：給湯、空調施設等）

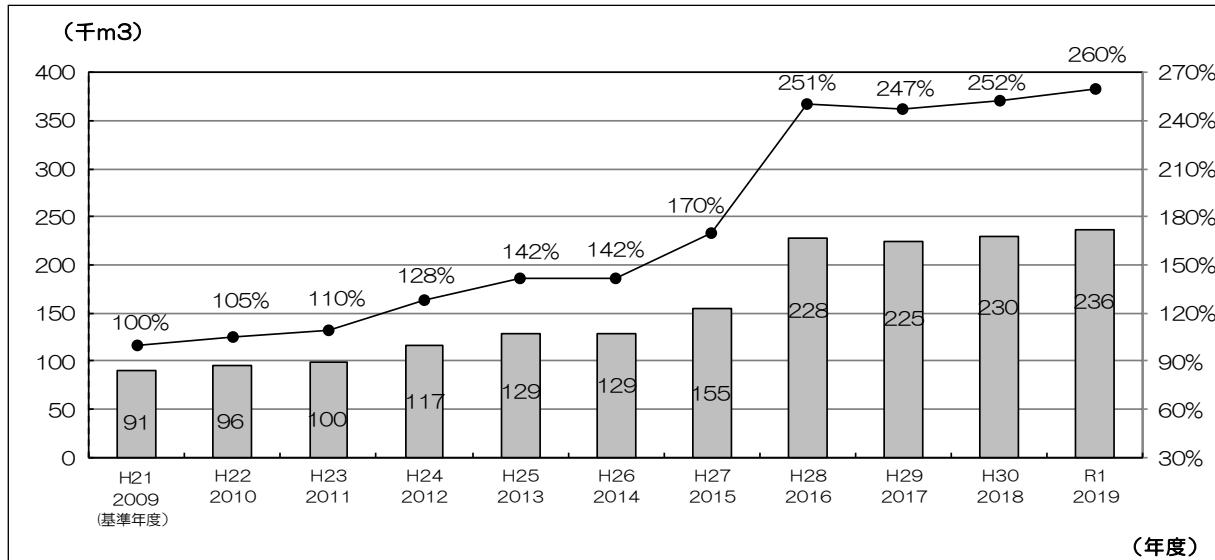


図1.1-9 都市ガス使用量

■部局別都市ガス使用量

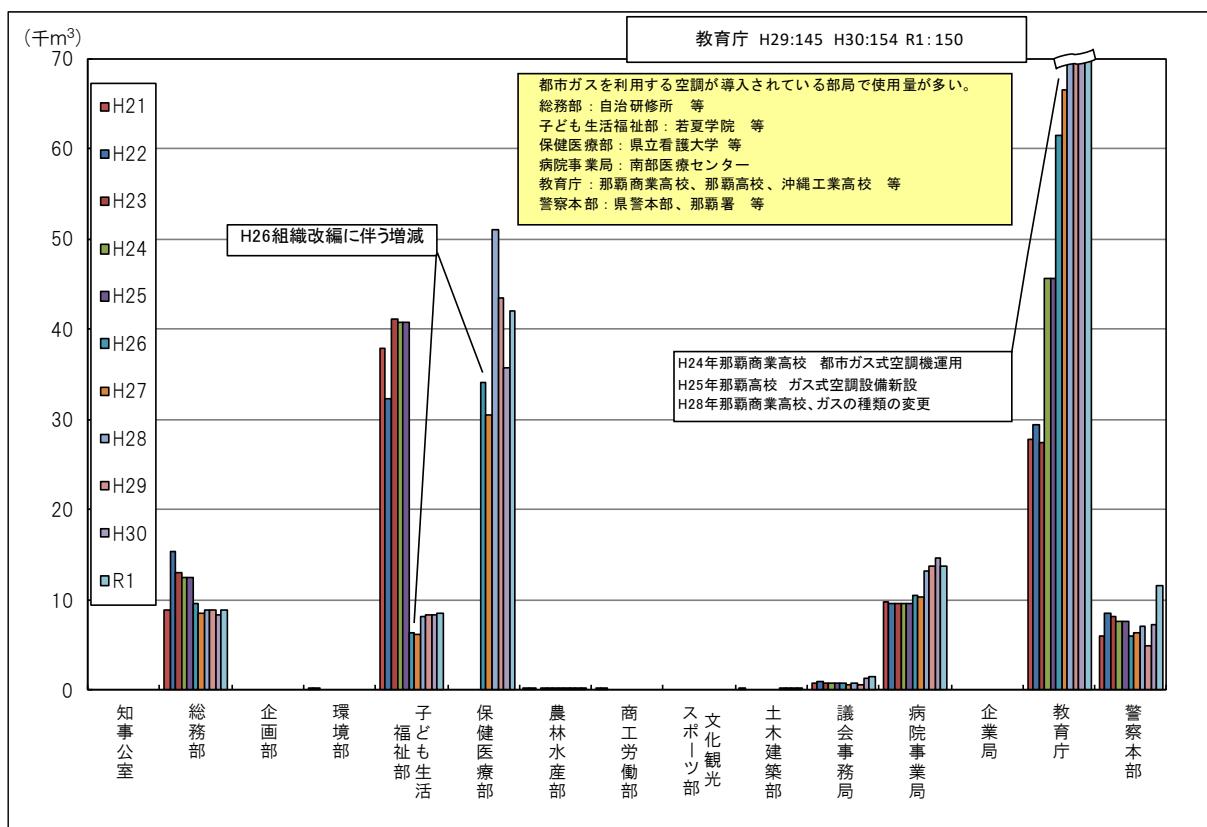


図1.1-10 部局別都市ガス使用量

(6) ガソリン使用量（主な使用機器：公用車、給水ポンプ、草刈機等）

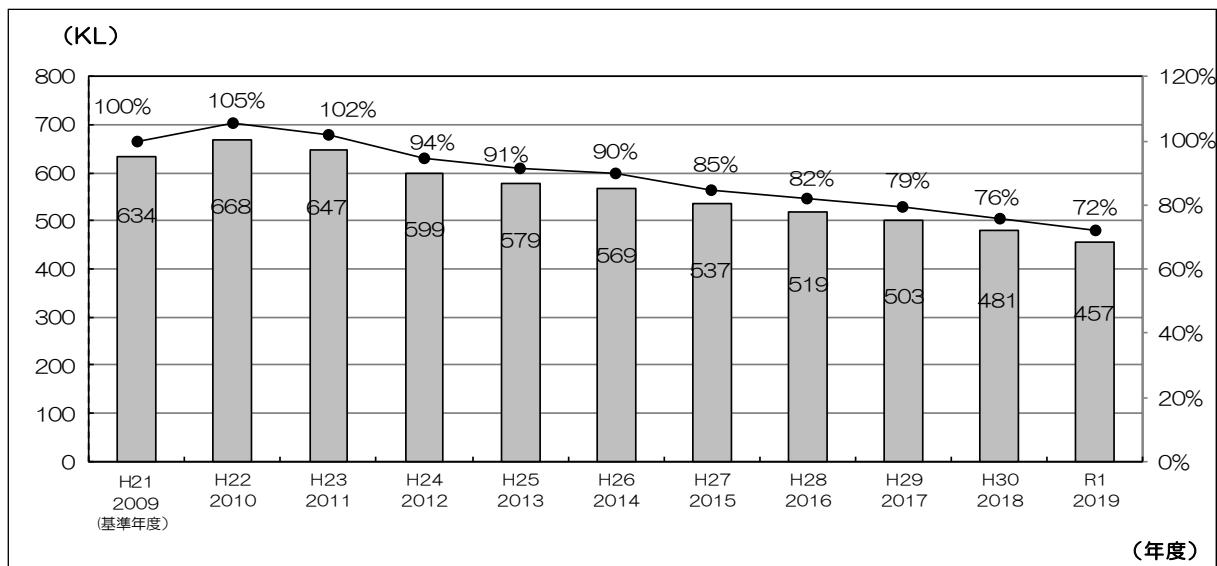


図1.1-11 ガソリン使用量（公用車）

■部局別ガソリン使用量

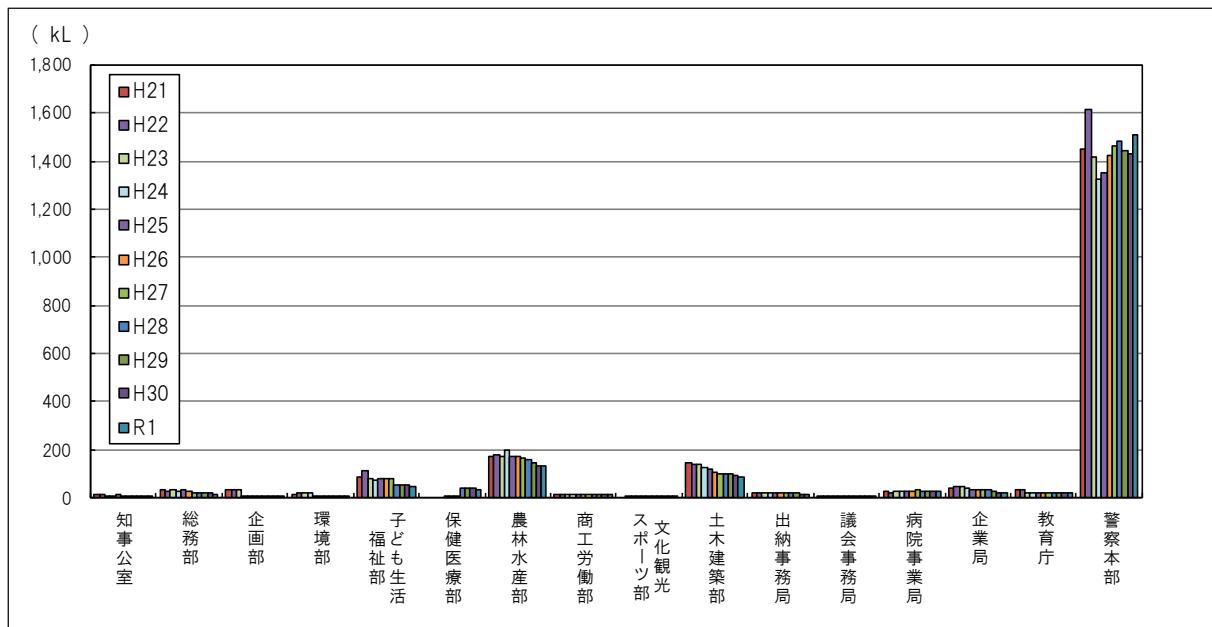


図1.1-12 部局別ガソリン使用量（公用車）

(7) 軽油使用量（主な使用機器：公用車、船舶等）

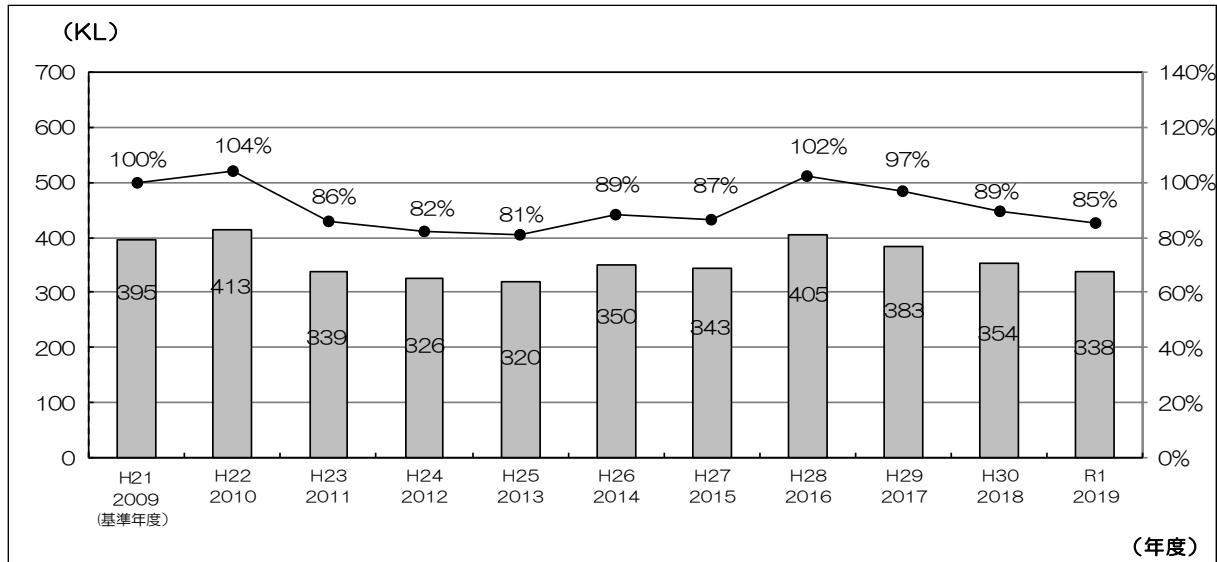


図1.1-13 軽油使用量

■部局別軽油使用量

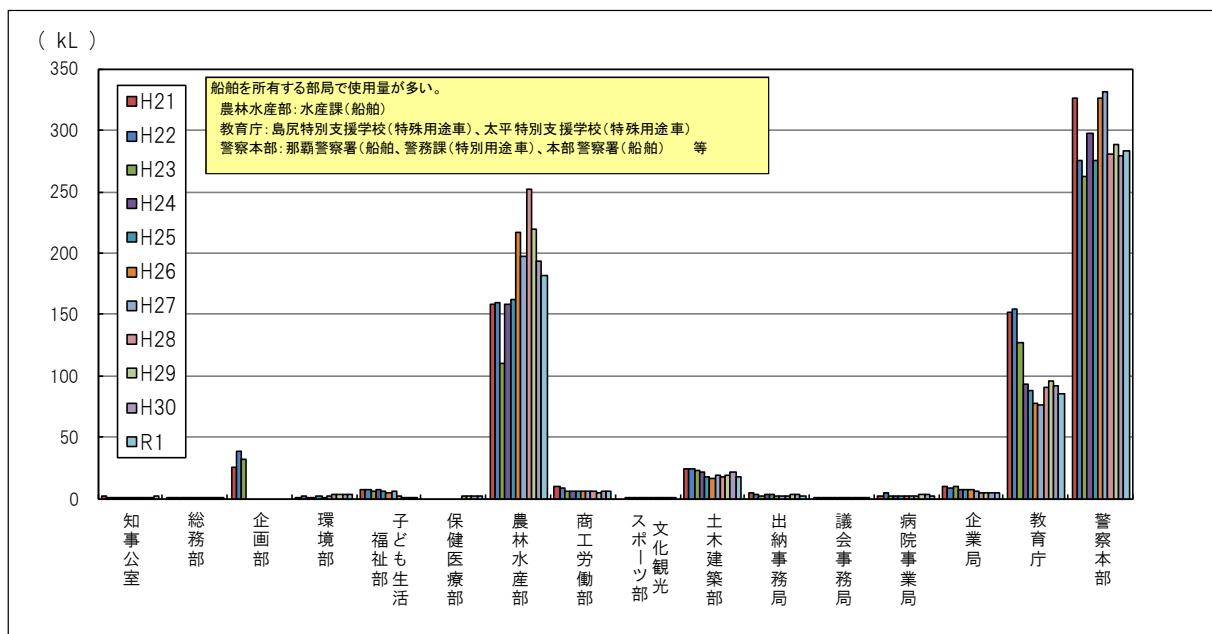


図1.1-14 部局別軽油使用量

2 温室効果ガス排出量について

(1) 温室効果ガス排出量の推移について

本計画では、エネルギー使用量及び温室効果ガス削減目標の設定において、下記事項を対象外としている。※本編4ページ参照

- ・企業局の水道用水供給事業におけるエネルギー使用量
- ・警察車両の燃料使用量
- ・教育庁の電気使用量

上記事項を除いた温室効果ガス排出量の推移は以下のとおりである。

2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は118,928t-CO₂であり、前年度と比較して1.0%減少し、基準年度（平成21年度）からは12.0%減少している。

経年変化では、基準年度（平成21年度）をピークに減少傾向にあり、取組の成果が着実に現れてきている。

表1.2-1 温室効果ガス排出量（CO₂換算）

単位:t-CO₂eq

	H21 2009 (基準年度)	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014
CO ₂ （二酸化炭素）	126,415	126,142	123,437	121,575	116,105	116,145
CH ₄ （メタン）	2,731	2,490	2,630	2,761	2,614	2,499
N ₂ O（一酸化二窒素）	5,994	5,837	5,486	5,662	5,171	5,249
HFC（ハイドロフルオロカーボン）	17	12	9	9	11	10
CO ₂ 換算合計	135,158	134,481	131,562	130,007	123,901	123,903
基準年度(H21)比		-0.5%	-2.7%	-3.8%	-8.3%	-8.3%
前年度比		-0.5%	-2.2%	-1.2%	-4.7%	0.0%

	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019
CO ₂ （二酸化炭素）	113,958	115,814	112,780	112,125	111,347
CH ₄ （メタン）	3,072	3,357	1,834	2,089	1,621
N ₂ O（一酸化二窒素）	5,060	5,299	5,455	5,883	5,946
HFC（ハイドロフルオロカーボン）	1	14	14	12	14
CO ₂ 換算合計	122,092	124,484	120,084	120,109	118,928
基準年度(H21)比	-9.7%	-7.9%	-11.2%	-11.1%	-12.0%
前年度比	-1.5%	2.0%	-3.5%	0.0%	-1.0%

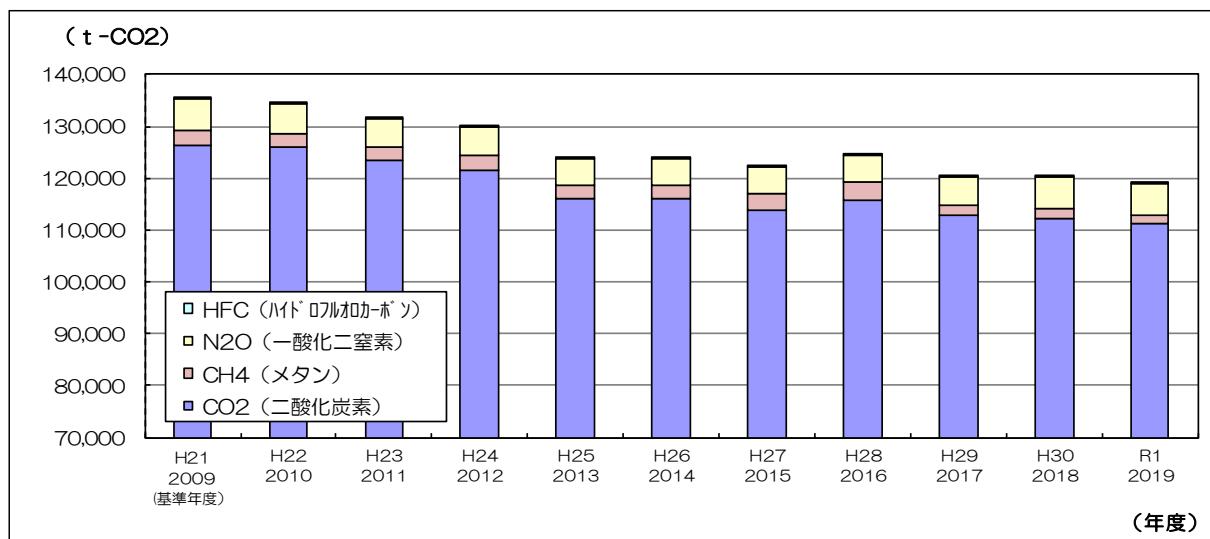


図1.2-1 温室効果ガス排出量(CO₂換算)の推移

表1.2-2 排出要因別温室効果ガス排出量

単位:t-CO₂eq

ガスの種類	排出要因	H21 2009 (基準年度)	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014
CO ₂	電気	108,771	107,942	105,739	103,991	98,711	98,725
	燃料の使用	ガソリン 灯油 軽油 重油 LPG 都市ガス	1,471 201 1,049 14,174 418 332	1,550 200 1,093 14,653 353 350	1,500 180 876 14,411 357 375	1,390 180 841 14,354 382 437	1,344 158 826 14,248 335 484
	CO ₂ 合計	126,415	126,142	123,437	121,575	116,105	116,145
CH ₄	自動車・船舶、下水処理、家畜、水田等	2,731	2,490	2,630	2,761	2,614	2,499
N ₂ O		5,994	5,837	5,486	5,662	5,171	5,249
HFC	カーエアコンからのフロン漏出	17	12	9	9	11	10
合計(CO ₂ 換算)		135,158	134,481	131,562	130,007	123,901	123,903

ガスの種類	排出要因	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	基準年度比
CO ₂	電気	94,953	95,060	93,004	92,708	91,610	-15.8%
	燃料の使用	ガソリン 灯油 軽油 重油 LPG 都市ガス	1,247 165 886 15,487 639 581	1,203 151 1,045 17,483 332 538	1,166 146 989 16,089 887 501	1,116 122 912 16,049 707 511	1,061 121 872 16,390 765 527
	CO ₂ 合計	113,958	115,814	112,780	112,125	111,347	-11.9%
CH ₄	自動車・船舶、下水処理、家畜、水田等	3,072	3,357	1,834	2,089	1,621	-40.6%
N ₂ O		5,060	5,299	5,455	5,883	5,946	-0.8%
HFC	カーエアコンからのフロン漏出	1	14	14	12	14	-18.7%
合計(CO ₂ 換算)		122,092	124,484	120,084	120,109	118,928	-12.0%

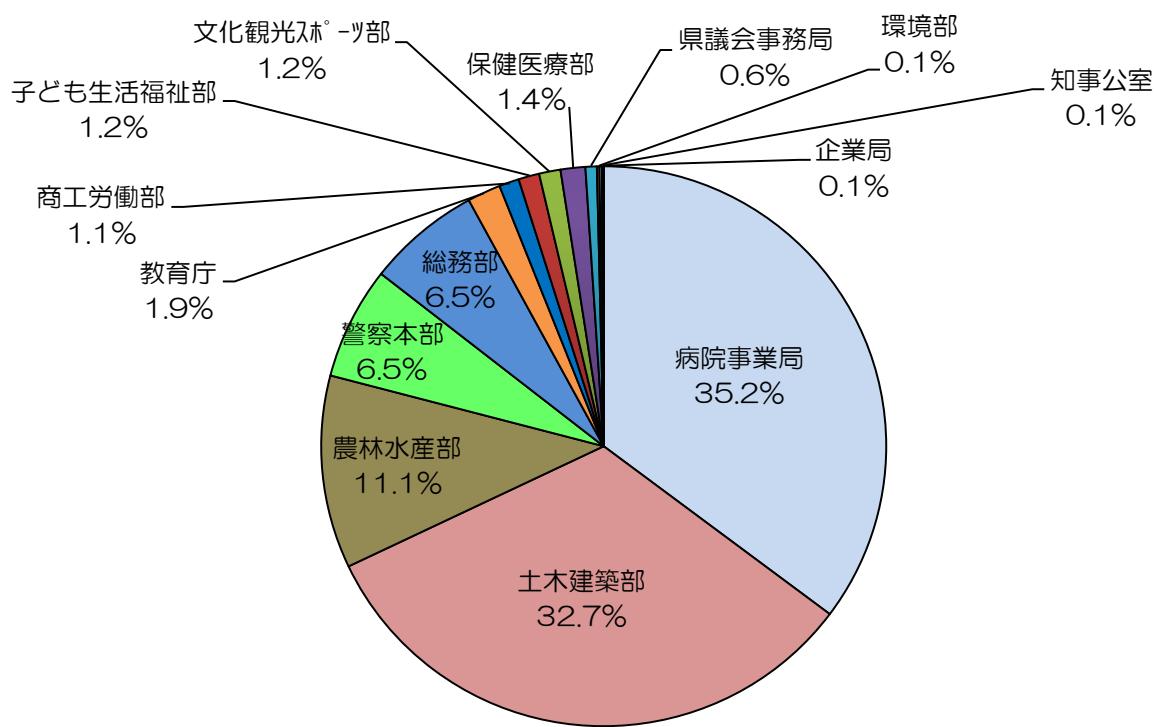
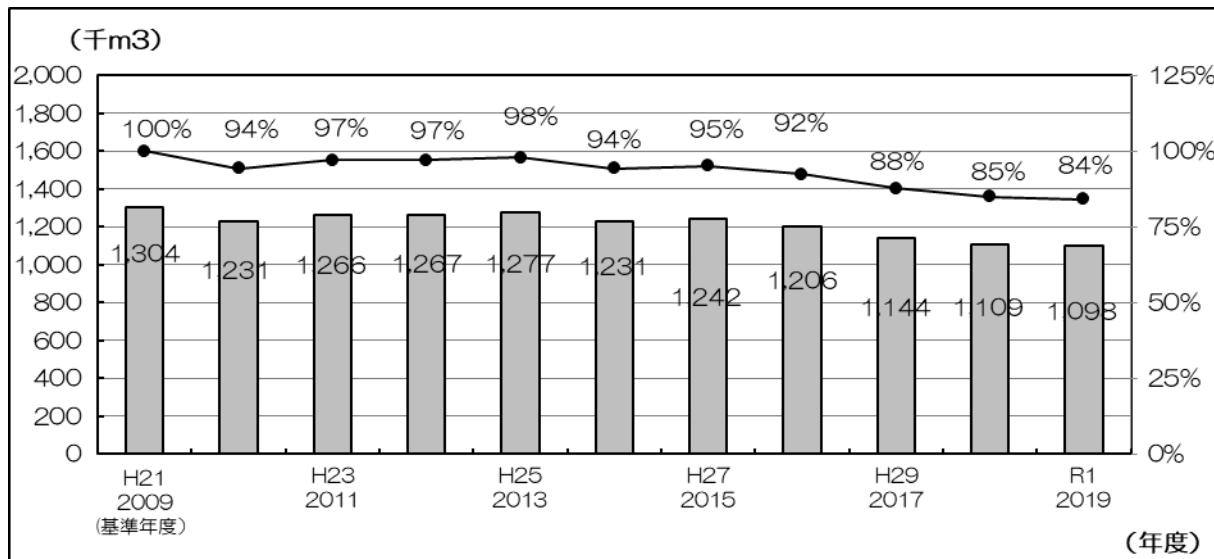


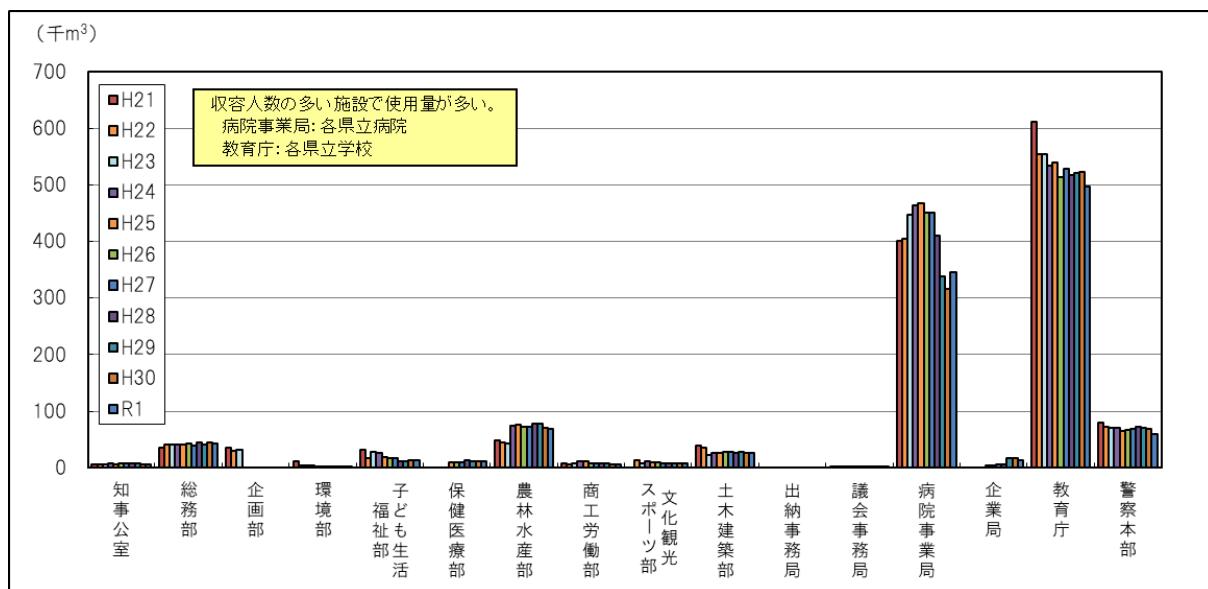
図1.2-2 令和元年度 部局別温室効果ガス排出割合

3 省資源について

(1) 上水使用量



■部局別上水使用量



(2) 紙類使用量

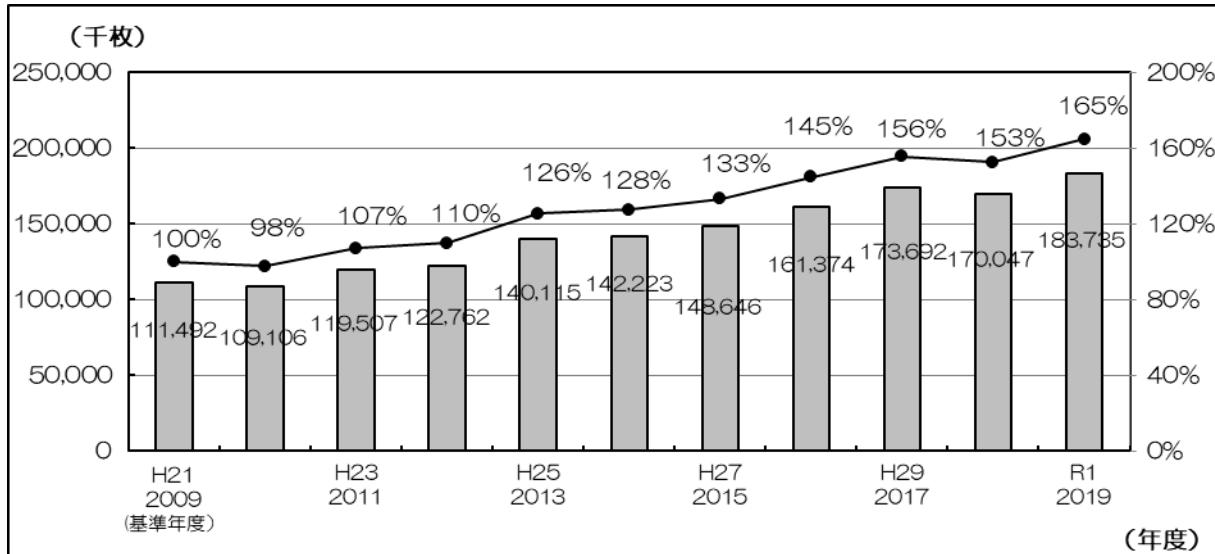


図1.3-3 紙類使用量

■部局別紙類使用量

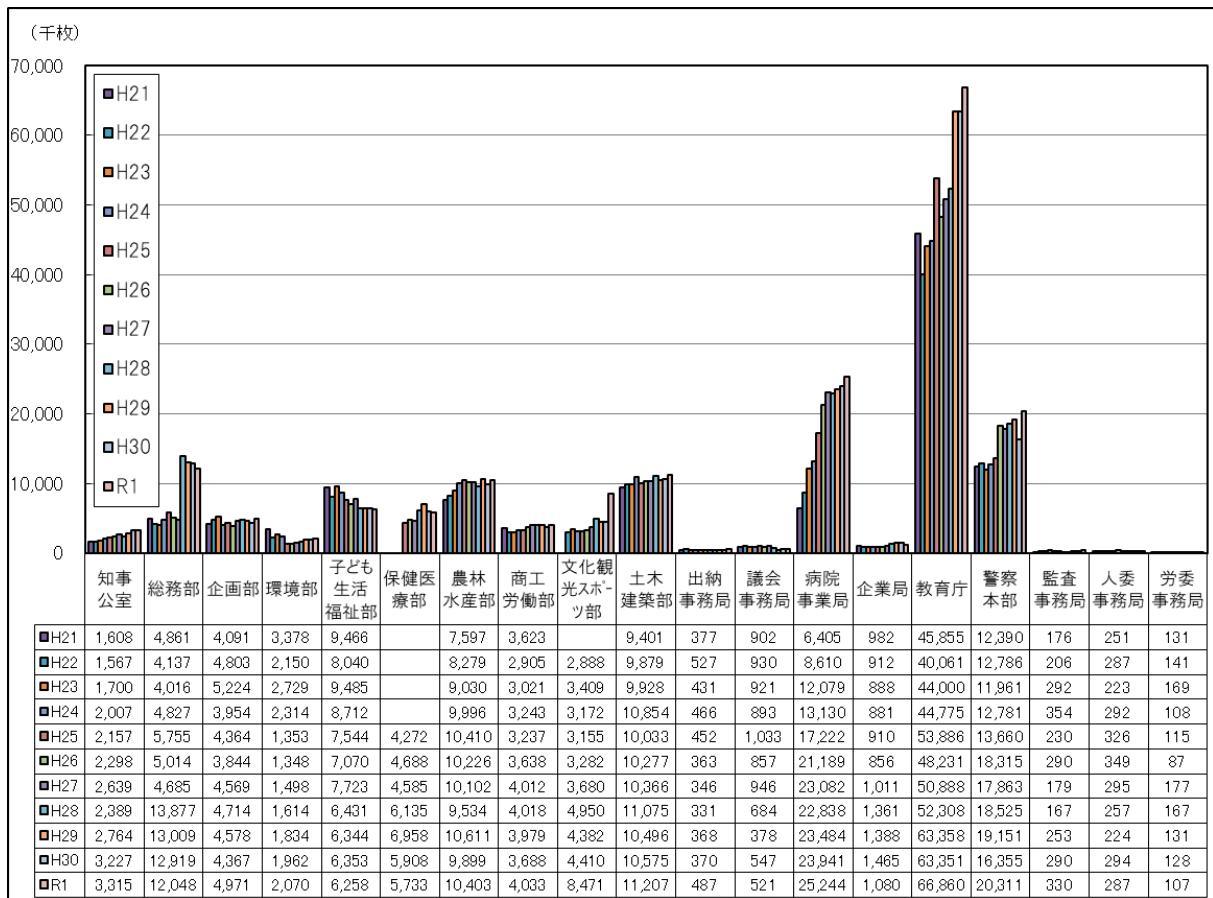


図1.3-4 部局別紙類使用量

4 グリーン購入について

(1) 環境配慮型製品購入状況について

表1.4-1 分野別にみた環境配慮型製品の購入率

分野	品目名	購入率										
		H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2017	R1 2019
紙類	情報用紙(ビニール用紙等)	87.3%	88.3%	89.0%	91.5%	90.5%	93.9%	97.2%	92.5%	89.3%	88.4%	90.0%
	印刷用紙	83.6%	87.7%	84.5%	97.9%	99.5%	98.7%	95.6%	96.9%	63.9%	81.6%	96.7%
	衛生用紙(トイレットペーパー、ティッシュ等)	98.2%	97.9%	97.9%	99.6%	98.7%	90.5%	96.8%	92.1%	97.4%	79.4%	88.6%
文具類	シャープペンシル、ボールペン等	96.4%	95.6%	95.0%	95.7%	95.6%	93.1%	94.7%	93.4%	91.1%	95.2%	92.2%
オフィス家具	椅子、机、棚、黒板等	90.5%	89.0%	90.2%	91.4%	86.4%	88.1%	90.6%	92.6%	91.1%	77.9%	94.4%
OA機器	コピー機、パソコン、携帯電話等	84.0%	62.6%	86.0%	91.1%	91.6%	91.1%	90.4%	71.9%	84.0%	95.2%	85.1%
家電製品	冷蔵庫、テレビ、アイロン、温水器等	93.4%	85.9%	48.5%	25.2%	40.0%	90.3%	79.6%	79.9%	83.3%	92.3%	84.5%
照明	照明器具、蛍光ランプ等	71.3%	69.3%	71.3%	66.2%	79.9%	85.9%	81.8%	89.4%	85.4%	88.3%	91.1%
自動車	自動車	83.1%	65.1%	80.8%	81.6%	51.2%	80.7%	54.4%	67.4%	82.6%	97.4%	92.6%
	ETC、カーナビ、タイヤ等	88.5%	91.6%	86.2%	77.8%	99.6%	96.0%	93.7%	80.2%	84.4%	92.9%	62.4%
消化器	消化器	97.6%	93.0%	85.0%	95.3%	85.6%	98.3%	99.5%	94.2%	100.0%	98.3%	93.9%
制服・作業服	制服	52.4%	1.0%	93.5%	2.3%	0.2%	1.2%	0.8%	3.2%	24.1%	1.7%	96.1%
	作業服	81.0%	67.8%	77.5%	60.7%	32.3%	73.9%	83.9%	87.6%	18.2%	35.6%	41.9%
インテリア・寝装寝具	カーテン、カーテン、毛布	75.3%	95.0%	96.4%	82.1%	93.7%	94.9%	99.9%	99.3%	87.1%	56.7%	24.4%
作業用手袋	作業手袋	78.5%	87.0%	77.3%	83.8%	63.1%	84.2%	63.1%	93.4%	54.6%	75.5%	81.7%
その他織維製品	集会用テント、ブルーシート等	80.0%	81.2%	92.9%	52.1%	84.5%	89.7%	54.4%	87.6%	82.6%	55.5%	81.8%
設備	節水機器、日射調整フィルム等	100.0%	93.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.7%	94.5%	100.0%	92.6%	100.0%
防災備蓄用品	飲料水、乾パン、缶詰等	—	35.9%	99.2%	71.1%	90.0%	72.2%	68.5%	87.9%	60.1%	91.6%	100.0%
合計		87.0%	88.3%	88.6%	91.7%	91.2%	94.0%	97.1%	92.6%	88.8%	88.4%	90.6%
※参考 本庁実績		99.7%	96.8%	99.2%	97.7%	99.0%	99.3%	99.1%	99.5%	96.9%	99.1%	98.7%
出先実績		83.0%	87.2%	85.1%	87.9%	87.7%	92.3%	96.4%	90.7%	86.1%	84.1%	87.6%

(2) 再生紙使用比率について

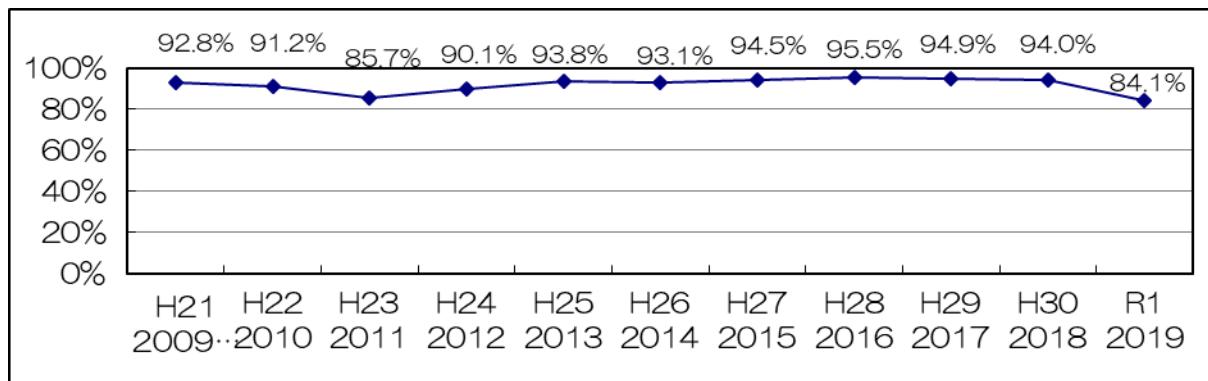


図1.4-1 再生紙使用比率

5 廃棄物の減量化、リサイクルについて

(1) 廃棄物発生量について

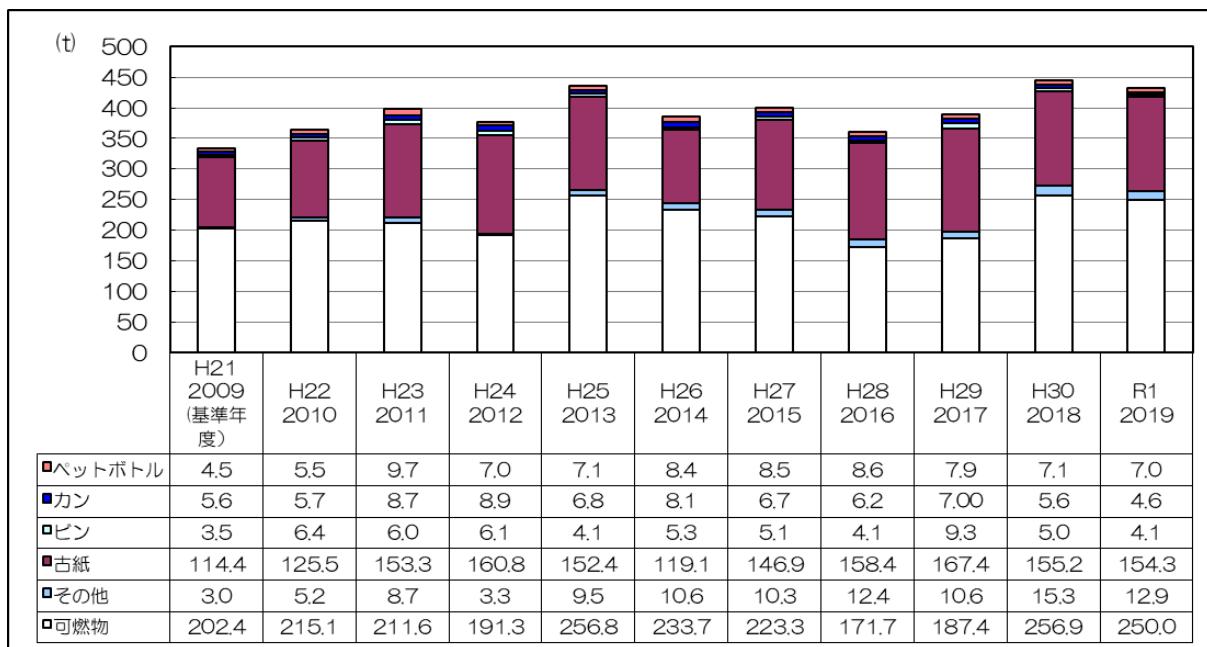


図1.5-1 廃棄物発生量（本庁舎）

(2) リサイクル率について

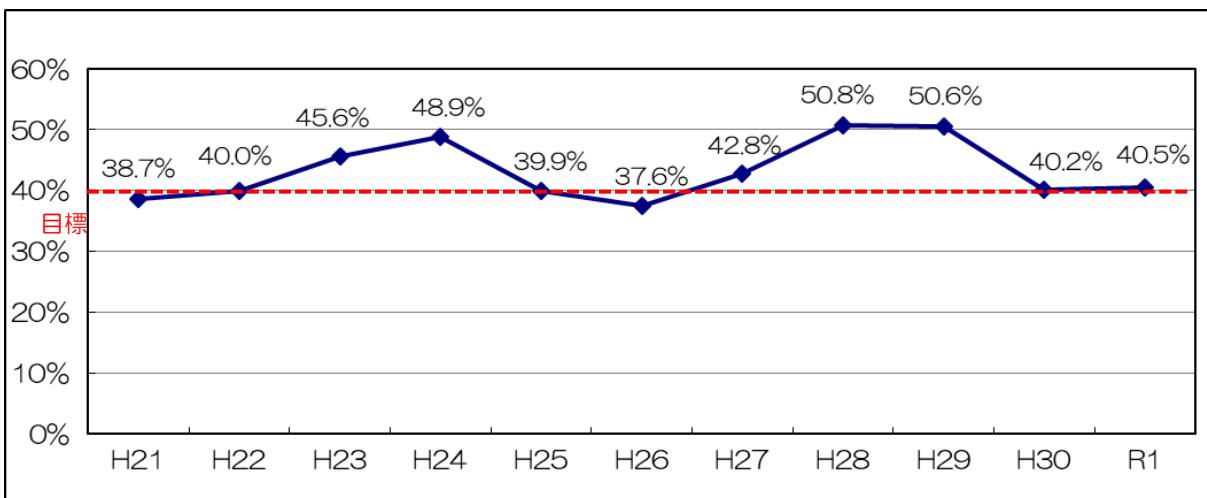


図1.5-2 廃棄物のリサイクル率

6 取組状況意識調査について

(1) 調査方法等

- ア 調査項目： ①グリーン購入の推進
②施設等における省エネルギー・省資源の推進
③公用車の燃料使用量の削減
④用紙類の使用抑制
⑤廃棄物の減量化とリサイクルの推進
- イ 調査方法： 調査項目ごとの取組状況について、各職場の取組状況を5段階採点方式で調査し、評価を行った。
- ウ 評価基準： 評価点
4点→ 取組が定着している
3点→ 取組が概ね定着している
2点→ 取組が定着しつつある
1点→ 取組が不十分である
0点→ 全く取り組んでいない

(2) 調査結果

各調査項目の評価点平均は4点満点中3.5点以上と取組意識は高いと考えられる。

比較的評価が低い項目としては、「グリーン購入の推進」及び「公用車の燃料使用量の削減」が挙げられ、これらに関する情報発信や取組事例の紹介等により、意識を高めていく必要がある。

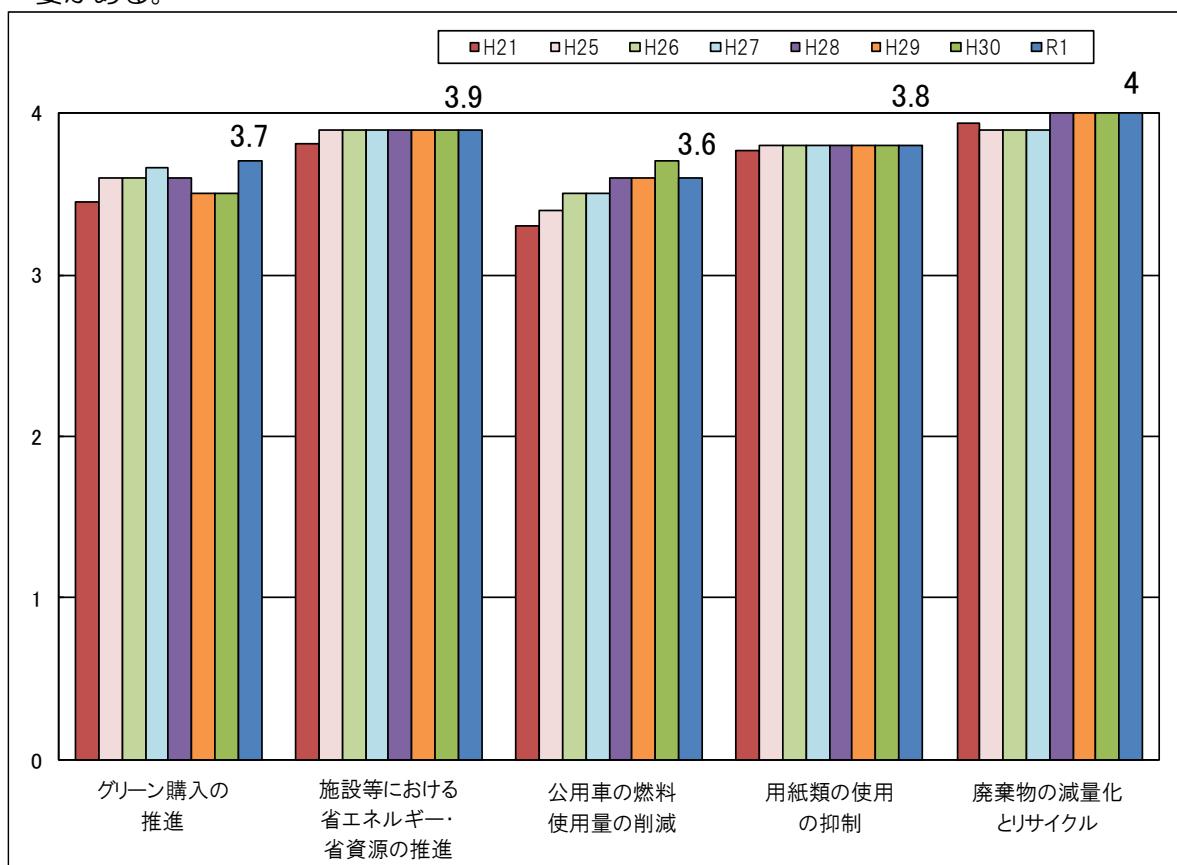


図1.6-1 取組状況意識調査

第2章 温室効果ガスの排出削減目標の達成シナリオ

1 目標設定の考え方

(1) 基準年度

基準年度は、2019（令和元）年度とする。

表 2.1-1 2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量

ガスの種類	排出要因	令和元（2019）年度	構成割合	
		排出量 (t-CO ₂ eq)		
CO ₂ （二酸化炭素）	電気	34,281	87%	
	燃料の使用	重油	1,352	3%
		灯油	35	0%
		LPGガス	71	0%
		都市ガス	203	1%
		ガソリン	957	2%
		軽油	634	2%
	CO ₂ 合計	37,534	95%	
CH ₄ （メタン）	自動車・船舶、下水処理、 家畜、水田等	1,315	3%	
N ₂ O（一酸化二窒素）		701	2%	
HFC（ハイドロフルオロカーボン）	カーエアコンからのフロン漏出	12	0%	
合計 (CO ₂ 換算)		39,562	100%	

注)「企業局：浄水場(施設管理燃料)」、「教育庁：県立学校」、「県警：車両(燃料)」、「土木建築部：浄化センター」、「病院事業局：県立病院」の燃料使用量を除く。

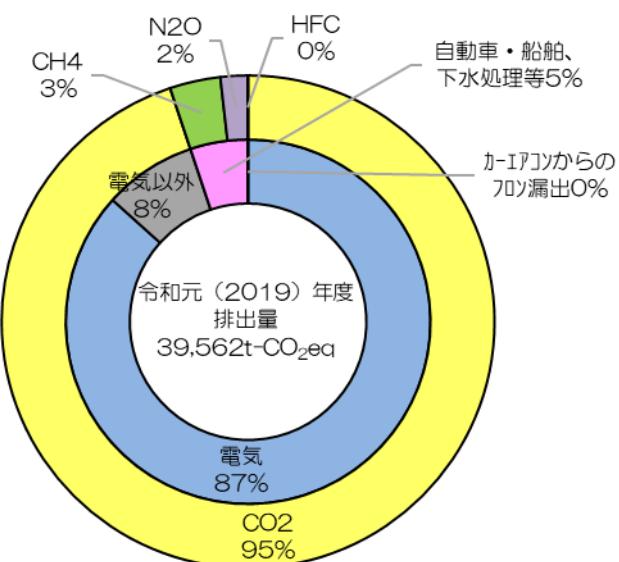


図 2.1-1 2019（令和元）年度の温室効果ガス別・排出要因別排出割合

※端数処理の関係から合計値が一致しない場合があります。

(2) 検討の対象とした温室効果ガス

排出削減目標の検討は、二酸化炭素のみを対象とした。

メタン、一酸化二窒素は、その発生が家畜飼養や下水処理等に起因しており府内の努力による削減が必ずしも容易ではないこと、またハイドロフルオロカーボンは排出量がごくわずかであることから、これらのガスの増減がないと想定し検討を行った。

(3) 二酸化炭素の削減目標の考え方

原則として、エネルギー使用量を年1%削減していくことを想定した。

なお、電気使用に起因する二酸化炭素排出量の削減目標については、沖縄電力の電源構成変化（再生可能エネルギーの導入拡大、使用燃料の低炭素化など）による排出量の削減を加味することとする。

2 燃料種別温室効果ガス削減量

(1) 電気使用に起因する二酸化炭素の削減

県施設の延床面積が計画期間中に大きく変わらないことを想定し、2019（令和元）年度電気使用量を基準に年1%の削減及び沖縄電力の電源構成変化に伴う、電力排出係数の低減効果を見込んだ。

(2) 燃料の燃焼に起因する二酸化炭素の削減

県施設の延床面積が計画期間中に大きく変わらないことを想定し、2019（令和元）年度の各燃料使用量を基準に、年1%の削減を想定した。

表 2.2-1 燃料の燃焼に起因する二酸化炭素の削減

ガスの種類	排出要因	排出量 (t-CO ₂ eq)		割合
		令和元（2019）年度	令和11（2029）年度（実績）	
CO ₂ (二酸化炭素)	電気	34,281	24,644	-28%
	燃料の使用	重油	1,352	-10%
		灯油	35	-10%
		LPGガス	71	-10%
		都市ガス	203	-10%
		ガソリン	957	-10%
		軽油	634	-10%
		CO ₂ 合計	37,534	-27%
CH ₄ (メタン)	自動車・船舶、下水処理、家畜、水田等	1,315	1,315	0%
N ₂ O (一酸化二窒素)		701	701	0%
HFC (ハイドロフルオロカーボン)	カーエアコンからの漏出	12	12	0%
合計 (CO ₂ 換算)		39,562	29,600	-25.18%

注) 本計画における目標の設定において、下記事項は対象外としている。 ※本編9ページ参照

- ・企業局：水道用水供給事業及び工業用水道事業におけるエネルギー(府舎管理に伴う燃料：電気含む)使用量
- ・県警本部：警察車両・船舶の燃料使用量
- ・教育庁：全ての県立学校
- ・病院事業局：全ての県立病院
- ・土木建築部：全ての浄化センター
- ・公共事業（委託等によって実施される各種公共工事等）、その他外部への委託（指定管理者制度等）

3 沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

(1) 本県における温室効果ガス排出の現状

- 本県の温室効果ガス排出量は、2020（令和2）年度では1,142.8万トン（二酸化炭素換算）となっており、ほとんどを二酸化炭素が占めている。
- 2013（平成25）年度における排出量と比較すると、2020（令和2）年度では116.6万トン（9.3%）減少している。
- 本県における二酸化炭素排出量の構成比の経年変化をみると、新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が鈍化したことや電力排出係数の低下により、運輸部門や民生業務部門の排出量が大幅に減少している。

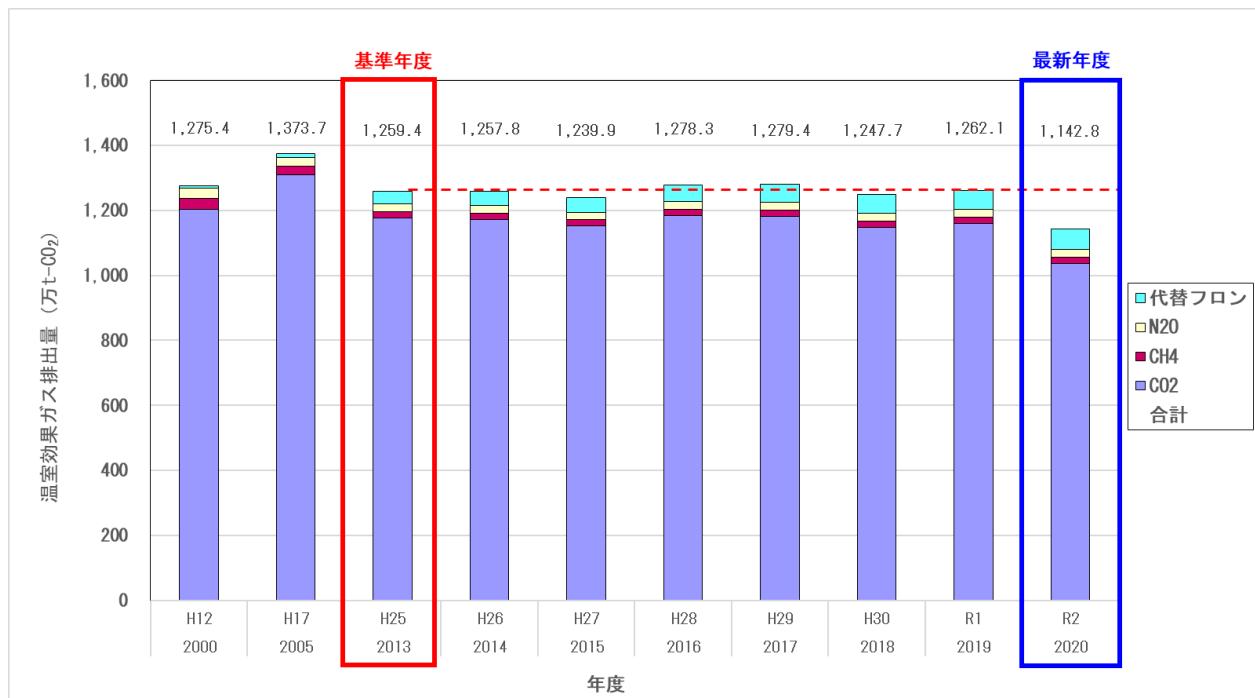


図2.3-1 沖縄県における温室効果ガス排出量の推移

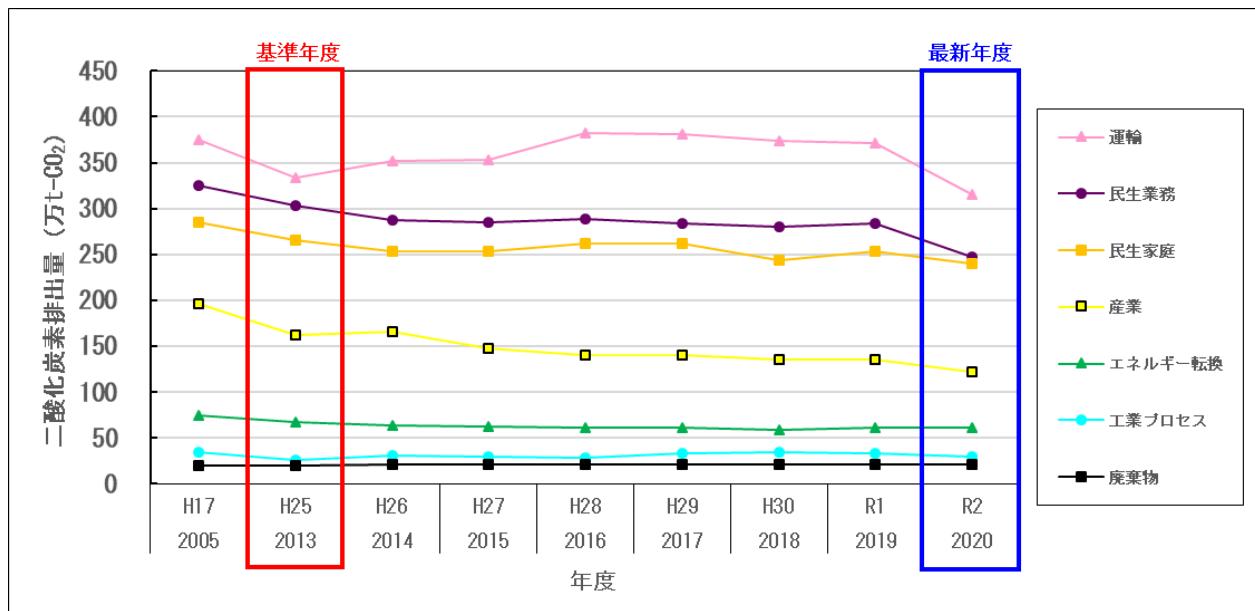


図2.3-2 沖縄県の部門別二酸化炭素排出量構成比

(2) 沖縄県地球温暖化対策実行計画策定の背景

○京都議定書の6%削減を達成するため、国は平成20年3月に「京都議定書目標達成計画」を改定。さらに、平成20年6月に「地球温暖化対策推進法」を改正し、都道府県等に取組の強化を求めた。

(3) 沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要 【平成23年3月策定】

○計画期間：2011年～2020年（H23～32年度）

○削減目標：2020年度において、2000年度と同レベル～8%削減

※「8%削減」は、国の施策が強化された場合を想定

○主な施策：①低炭素エネルギー利用推進、②公共交通機関の利用促進、
③観光関連産業の低炭素化、④意識啓発や民生部門の省エネ推進

○推進体制の整備、進行管理の徹底

①行政、民間からなる協議会 ②PDCAによる施策の進行管理

○部門別削減目標

産業部門（現状比-2%）：省エネ法対象企業における省エネ対策 等

民生家庭部門（現状比-6%）：住宅や家電の省エネ化、給湯器の高効率化 等

民生業務部門（現状比-2%）：ESCO事業や省エネ改修 等

運輸部門（現状比-1%）：クリーゼン-自動車の導入、TDMによる自動車交通需要の調整 等

その他対策：太陽光、風力発電の拡大、発電燃料の低炭素化 等

(4) 第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県気候変動適応計画）の概要【令和3年3月策定】

○気候変動適応法が2018年（平成30年）に施行されたことにより、地球温暖化対策推進法第21条第3項及び気候変動適応法第12条に基づく法定計画として「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県気候変動適応計画）」を策定した。

○計画期間：2021年～2030年（R2～12年度）

○削減目標：（中期目標）2030年度において、2013年度比26%削減

（長期目標）2050年度に向けて、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す

○主な施策：①再生可能エネルギーの利用促進等 ②低炭素な製品及び役務の利用
③地域環境の整備・改善 ④循環型社会の形成 ⑤横断的取組
⑥適応策の推進

(5) 第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県気候変動適応計画）の改定の概要

【令和5年3月改定】

○削減目標を見直し、中期目標として意欲的目標及び挑戦的目標を設定した。

また、目標達成に向けて対策を強化するため、主な施策について実施目標を設定した。

○削減目標：（中期目標）意欲的目標：2030年度において、2013年度比26%削減

挑戦的目標：2030年度において、2013年度比31%削減

（長期目標）2050年度に向けて、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す

※ 意欲的目標とは、各種施策・取組の着実な実施により達成が見込まれる目標。

※ 挑戦的目標とは、将来における革新的な技術の実現・導入を想定した目標。

環境配慮行動チェックリスト

* チェック欄は実施状況を確認するときに活用して下さい。

- 一般事務に関する項目
- 庁舎・その他に関する項目

1 温室効果ガス削減等の推進

(1) 省エネルギーに配慮した施設等の使用、管理

【空調関係】

- 空調の稼働中は、吹き出し口には物を置かない。
- 空調を稼働していない部屋や廊下に通じる扉の開放を控える。
- 夏季における執務室での軽装（かりゆしウエア等）を励行する。
- 適温設定（冷房は28℃）や運転期間の設定等を行い、電力や燃料使用量の削減を図る。

【照明関係】

- 照明等は、こまめに消灯する。特に執務室において、早朝、夜間などの時間外に業務を行うときは、必要な箇所のみ点灯する。また昼休みの時間は一斉に消灯する。
- 廊下、トイレ及び地下駐車場等の照明は、支障のない範囲で間引き消灯を行う。
- 不要時・不用場所の消灯を徹底する。特に会議室、給湯室、休憩室、倉庫等の利用後の消灯徹底を図る。
- 晴天時には窓際の照明を消灯するなど、適切な照度の範囲内で照明を使用する。

【動力関係】

- 庁舎での3、4階程度の昇降移動は、エレベータの使用を自粛し階段の利用に努める。
- 利用頻度に応じたエレベーターの効率的な稼働に努める。
- エレベーターが複数台数ある場合の稼働は、時間外や閉庁日等時間帯による間引き運転を行う。

【OA機器、家電製品等関係】

- 昼休みや時間外等、OA機器（コピー機、プリンター等）を使用しないときは、省エネモードにするか主電源又は予熱電源をこまめに切る。
- 業務に支障のないかぎり、パソコンは省エネモードで使用する。
- 家電製品等を長時間使用しない場合は、プラグを抜き、待機電力の節減を図る。
- 待機電力削減のため、延長コード購入時は、コンセントごとに通電を止められるスイッチ付きタップを優先するように努める。

【エネルギー節約の一般的な対応】

- 定時退庁、時間外勤務の縮減等、庁舎利用の省タイムに努める。
- OA機器など電気機器は集中管理の徹底により台数を削減する。
- 出先機関は、積極的に省エネルギー診断を受診する。

(2) 公用車燃料使用量の削減

- エコドライブ（急発進・急加速の削減、アイドリングストップ等）を実行する。
 - 公用車の相乗り運行等、効率的利用、管理を行う。
 - 出張の際の移動は、公共交通機関の利用に努める。
 - 近距離の移動は徒歩を励行する。
- 公用車台数の抑制、見直し等利用合理化を図る。
 - 公用車の導入にあたっては、電動車を導入することにより燃料使用量の削減を図る。
 - ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、自動車利用の抑制・効率化に努める。

2 省資源の推進

(1) 水資源の節約

- 蛇口の水流を小さくし、水を出しつぶなしにしない。
 - 食器等を洗うときは、水を流したままにしないでため洗いをする。
- 節水コマや水圧調整により、上水使用量を抑制する。
 - 庁舎の改修や機器の取り替えにあたっては、水道蛇口への自動水洗の取り付けや節水型便器への切り替えを推進する。
 - 定期的な点検を行い、漏水の早期発見に努める。

(2) 紙類の使用の抑制

【文書の電子化】

- 庁内LAN、電子メール等を活用することで、情報（課内供覧文書など）のペーパーレス化を目指す。
- 会議資料の枚数削減のため、プロジェクター等を活用する。

【コピー用紙、プリンター用紙】

- 資料は両面コピーし、必要最小限の部数で作成する。
- 片面印刷に使用した用紙やミスコピー用紙は、個人情報の漏洩に十分注意し、裏面を課内供覧用資料印刷や試し刷りとして再利用する。また、メモ用紙等へも利用する。
- 資料のワンペーパー化（簡素な文書作成）や共有化による不要文書の削減を図る。
- コピー機の縮小機能を利用し、コピー枚数を節約する。
- ミスコピーの防止に努める。（印刷プレビュー機能による印刷設定の確認、コピー機の使用前後に必ずリセットボタンを押す等）

【紙製品】

- 封筒類の使用自粛と再利用を行う。ただし、再利用の際には個人情報の漏洩に十分注意する。
- 職員対象の会議等では封筒類を配布しない。
- フラットファイル等は再使用する。（又は、再利用しやすいPP製のフラットファイルを購入する。）

【印刷物】

- 報告書、印刷物等は配布先を精査するとともに、CD-ROMなどの電子媒体での配布やホームページへの掲載等の方法により、発行部数を必要最小限とする。

(3) その他環境に配慮した取組

- 購入した文具類、OA機器、公用車その他の物品は耐用年数を考慮し、できるだけ修繕等を加えながら大切に長く使用する。
- 備品等の効率的利用を図るため、事務不要品は関係機関相互での所管換えを促進する。
- 備品は、修理や部品交換が容易なもの及び保守点検サービスの期間が長いものを購入する。
- 物品の購入にあたっては必要最小限の適正量を計画的に購入する。
- 物品の納入業者に対し、低公害車の利用及びアイドリングストップを促す。
- 県が開催する会議で提供する飲み物は紙パック製やリターナブル容器を活用し、ペットボトル等のワンウェイプラスチック製品の使用を原則禁止とする。（代替が困難な場合を除く）

3 グリーン購入の推進

(1) 紙類

- コピー用紙については、「沖縄県グリーン購入基本方針」の基準を満たした再生紙を購入するとともに、その他の紙類についても、再生紙類を購入する。また、トイレットペーパー等の衛生用紙は、古紙パルプ配合率100%のものを購入する。
- 外注する印刷物については、「沖縄県グリーン購入基本方針」を参考にするとともに、リサイクル適正、SOY INKの使用、再生紙配合率等の表示を行う。

(2) 文具類等

- 文具類、機器類、家電製品、エアーコンディショナー等、温水器等、照明、消火器、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋及びその他纖維製品は、「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品を購入する。
- 事務用品等、カタログに環境配慮型製品のページが設けられている場合には、当該ページを積極的に活用してグリーン購入を推進する。
- 物品の選定にあたっては、エコマークやグリーンマーク等環境ラベルの貼付された物品をはじめ、環境保全のための配慮を積極的に行っている物品を優先的に購入する。
- 家電製品は「統一省エネラベル」をもとに、省エネ性能が優れているものを購入する。
- その他、詰替可能な製品やリサイクル可能な原材料の製品（回収、再生ルートが確立されているものを含む。レーザープリンターの詰替トナーカートリッジ、コピー機のリサイクルトナーカートリッジ等）を選定、購入する。

(3) OA機器

- OA機器（コピー機、プリンター等）は、「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、再生紙が使用でき、両面コピー／印刷機能が付いた機器を導入、使用する。
- その他の周辺機器も環境物品を導入、使用する。

(4) 公用車

- 「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、電動車（EV、PHV）を率先導入する。

4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

(1) 環境負荷の少ない物品の購入

- 物品発注時に簡易包装若しくは包装無しを指示する。
- 使い捨て容器の物品等の購入を自粛する。
- 過剰包装製品は購入しない。
- 詰替可能な製品等を選択、購入する。
- 物品の購入にあたっては必要最小限の適正量を計画的に購入する。

(2) 廃棄物の発生抑制

- 買い物の際にはマイバッグを使用し、紙袋、レジ袋を使用しない。
- コピー機やプリンターのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底する。
- 物品等は、リース又はレンタル契約による効率的利用を促進する。
- 遊休備品は、庁内LANの活用等により幅広く周知し、有効に利用する。
- シュレッダーは、秘密文書等に限定して使用する。
- 物品購入の際、不要な包装箱等は納入業者に引き取らせる。
- リターナブルビンは、配達業者に回収させる。
- 庁舎管理者の指示に従い、リサイクルシステムの確立に努める。

(3) 廃棄物の分別排出の徹底

- ごみを排出する場合は、所在市町村の定めるごみ分別方法に基づき、適切に分別する。
- 紙類を廃棄する場合は、可能な限り分別し再資源化を図る。
- 再資源化が可能なビン、缶、ペットボトル等は、分別しリサイクル業者に回収させ、再資源化を図る。

(4) 建設資材廃棄物の再資源化

- 施設等の解体に伴うコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び木くず等建設発生木材は再資源化を徹底する。
- 沖縄県リサイクル資材評価認定制度に基づき、沖縄県認定リサイクル資材の利用を促進することで、循環型社会の構築に貢献する。

(5) 有害化学物質の適正な処理（試験検査機関）

- 検査等で使用する有害化学物質の排出を抑制する。
- 有害化学物質の廃棄については、無害化、安定化等適正処理を徹底する。
- これらを委託処理する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、適正に処理する。

(6) 感染性廃棄物の適正な処理

- 医療廃棄物は、感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別を徹底し、適正に処理する。
- これらを委託処理する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、適正に処理する。

(7) 公用車の適正な処理

- 公用車を廃棄する際には、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき適正に処理する。

5 その他の配慮事項

(1) 施設の設計、管理等における環境への配慮

【施設のZEB化及び設備の省エネルギー化】

(新築・建替・大規模改修におけるZEB化)

- 庁舎等の新築・建替・大規模改修を行う場合は、計画段階からZEB化の実施可能性について検証し、具体的な整備等に係る検討を行う。ZEB化が難しい場合でも、可能な限りエネルギー消費量の削減を図ることとする。
(施設改修における省エネルギー化)
- 施設改修時には、計画段階から省エネ化の検討を十分に行い、可能な限りエネルギー消費量の削減を図る。
- 高効率機器を積極的に導入する。
- ビルのエネルギー管理システム（BEMS）やスマートメーターの導入を検討する。
- 設備の更新にあたっては、リースやESCO等の活用を検討し、省エネルギー化を図る。

【環境負荷の低減に配慮した施設等の構造】

- 環境負荷の低減に配慮し、断熱性能を向上させた施設等の構造とする。
- 自然採光を効率的に取り入れた施設等の構造とする。
- 騒音・振動の発生源となる設備・機器を設置する部屋は、それぞれの影響低減に配慮した構造とする。
- 雨水、地下水、再生水等の有効利用に配慮した構造とする。

【省資源化に配慮した土木・建築資材】

- 土木・建築資材は、環境負荷の少ない再生資材の使用に努める。

【環境負荷の低減に配慮した設備の採用】

(太陽光発電設備等)

- 庁舎等の新築・建替・大規模改修を行う場合は、施設の特性や立地状況等に応じ、太陽光発電設備の導入可能性を検討・導入する。
- 太陽光発電設備の導入の際は、初期投資ゼロで設置可能なPPA（電力購入契約）の活用を図る。
- 太陽光発電の有効活用や施設の防災機能強化につながる蓄電池についても、導入の可能性を検討し、率先導入する。

- コジェネレーションシステム等の省エネルギー型の設備の導入を促進する。
(電気)
 - 照明設備等の更新時には、LED照明を導入する。
 - LED照明の導入にあたっては、可能な限り、調光システムの導入を検討し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。
 - OA機器や冷蔵庫等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。
 - その他、省エネルギー型設備を積極的に導入する。
(水資源)
 - トイレ等には、雨水利用システムや再生水利用システムの導入に努める。
 - 雨水地下浸透ますや透水性舗装の採用、設置に努める。
(その他)
 - 冷凍冷蔵庫や空調設備の更新を行う際は、ノンフロン製品の導入を検討する。
- 【大気汚染物質排出量の削減】
- ボイラーのバーナー等の更新においては、低NOxバーナーの選択とともに良質燃料（灯油、LPG等）への切り替えに努める。
 - ボイラー等の燃料使用量の抑制に努める。
- 【環境美化】
- 周辺の自然環境や景観との調和を目指し、敷地内外の環境美化に努める。
 - 屋上、壁面及び室内の緑化に努める。
- 【周辺環境に配慮した工事の施工】
- 工事、施工に伴う粉じん、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の公害の未然防止を図る。
- 【森林吸収源対策】
- 森林吸収源対策、都市緑化等の推進により「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に努める。

(2) イベントにおける環境への配慮

- 【自然環境への配慮】
- 会場設営などで環境に負荷をかけず、自然と調和したイベントを開催する。
- 【ごみ減量とリサイクル】
- イベントを開催するときは、再生利用可能な資機材の使用等、廃棄物の発生抑制（チラシ類の過剰な配布、飲食物の提供はリターナブル容器の使用等）に努めるとともに、会場内にリサイクルボックスを設置する等、廃棄物の再資源化を推進する。
- 【交通手段の工夫】
- 公共交通機関の利用促進などにより、交通による環境負荷を低減する。
- 【省資源・省エネルギー】
- 資源やエネルギーの使用抑制に努め、資源やエネルギーを有効に活用する。

【参加者への環境意識啓発】

- 環境配慮の取組を積極的にアピールし、参加者の意識啓発を図る。

【運営体制の整備】

- 計画から終了までエコイベントを徹底できるよう運営体制を整える。

(3) 関係事業者、職員個人、来庁者に対する環境への配慮の協力

【関係事業者への協力依頼等】

- 庁内で物品等を販売する業者は、簡易包装とし、使い捨て容器やリサイクル容器の回収に努める。
- 自動販売機については、省エネ型とするよう協力を求める。
- 業務委託報告書や各種届出用紙等は、再生紙の使用と両面印刷への協力を求める。また、再生紙マーク及び古紙パルプ配合率、白色度等の表示についても協力を求める。
- 事業者等の名刺についても、再生紙の使用を呼びかけるとともに、不必要的配布（単なるあいさつ廻りなど）をしないよう協力を求める。
- 庁舎構内では、車両のアイドリングストップについて協力を求める。
- その他、本計画の取組について周知を図る。

【職員個人】

- 家庭においても、環境に配慮したライフスタイルに努める。
- 名刺は、再生紙を使用し、その旨を表示する。廃ポスター等を利用した名刺の普及に努める。
- マイボトルやマイバッグ等を持参し、ワンウェイプラスチック製品の使用や購入を控える。
- ノーマイカー・デー（毎月1日、20日）には、徒歩や公共交通機関の利用に努める。
- 地域における環境保全活動に参画するとともに、本計画の取組について普及啓発する。

【来庁者への協力依頼等】

- 会議等で来庁する際に、公共交通機関を利用するよう呼びかける。
- 庁舎内の照明、室温調整、廃棄物の分別回収、再生紙トイレットペーパーの使用、階段の利用等への理解と協力を求める。
- その他、本計画の取組について周知を図る。

沖縄県環境保全率先実行計画（第5期）
(沖縄県地球温暖化防止実行計画【事務事業編】)

第1期	平成11年6月策定
第2期	平成15年3月策定
第3期	平成19年1月策定
第4期	平成24年2月策定 (平成29年9月改定)
第5期	令和3年3月策定 (令和5年3月改定) (令和7年3月改定)

沖縄県環境部環境再生課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL 098-866-2064
FAX 098-866-2497
E-mail aa021100@pref.okinawa.lg.jp